

第3節 通商政策局	146
世界経済の動向	146
1. 米国経済	146
2. 欧州経済	147
3. アジア経済	148
4. 中東経済	150
5. 中南米経済	151
東アジア戦略	151
1. CEPEA	151
2. ERIA	151
多国間、経済連携の取組	152
1. WTO（世界貿易機関）	152
1. 1. WTOドーハ・ラウンドの意義	152
1. 2. 2001年立ち上げから2007年まで	152
1. 3. 2007年の交渉再開後の動き	154
2. 経済連携協定（EPA）、二国間投資協定（BIT）	155
2. 1. 経済連携協定（EPA）	155
2. 2. 二国間投資協定（BIT）	159
3. G8サミット	159
3. 1. ハイリゲンダムサミット	159
4. OECD（経済協力開発機構）	161
5. APEC（アジア太平洋経済協力）	162
5. 1. 首脳会議	162
5. 2. 閣僚会議	164
5. 3. 分野別大臣会合	164
6. ASEM	165
各国別の取組	165
1. 日・アジア大洋州関係	165
1. 1. 日中関係	165
1. 2. 日韓関係	166
1. 3. 日台関係	166
1. 4. 日モンゴル関係	166
1. 5. 日中韓関係	166
1. 6. 日インド関係	167
1. 7. 日・ASEAN関係	167
1. 8. ASEAN+3（日中韓）の取組	168
1. 9. ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組	168
2. 日米関係	169
2. 1. 日米経済関係の枠組み「成長のための日米経済パートナーシップ」	169

2. 2. 通商問題	170
3. 日欧・日露関係	171
3. 1. 日欧関係	171
3. 2. ロシア経済及び日露経済関係	173
4. 日・中東アフリカ諸国関係	174
4. 1. 湾岸産油国	174
4. 2. 和平地域	174
4. 3. アフリカ地域	174
日本貿易振興機構(JETRO)	175
1. 沿革	175
2. 事業の概要	175

第3節 通商政策局

世界経済の動向

世界経済は、21 世紀に入って年平均成長率 7.9%と、1990 年代の年平均成長率 3.4%を大幅に上回る成長を示している。この高成長の大きな原動力となったのは、貿易・投資の拡大を通じた世界経済の一体化である。今世紀に入って、物流コスト、情報通信コストの低減、関税率の削減等を背景に、財・サービス貿易や直接投資残高が伸びている。

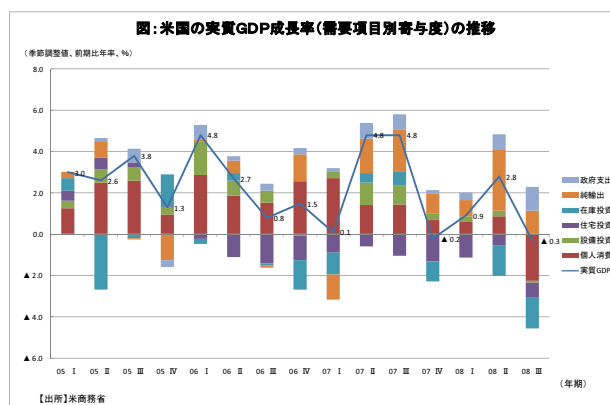
世界経済の一体化の中で、特にその中心となっているのは、新興国経済の世界経済への加速度的統合である。新興国関連の財・サービス貿易は世界全体の貿易の約3割を占めるに至った。こうした新興国の世界経済への統合を加速したのは、1997 年のアジア通貨危機直後から拡大した新興国への直接投資の流れであり、結果として、新興国の生産能力は大きく拡大した。

資本取引を巡る状況を見ても、情報化の進展や規制緩和等を背景に、こうした新興国における実体経済の成長を受けて、直接投資以外にも、株式投資等の形で、先進国から新興国への資金フローが急拡大している。その結果、例えば近年では、米国の株式市場とアジア、中東欧、中南米といった新興国の株式相場との連動性が高まるなど、金融面での世界経済の統合も進んでいる。

1. 米国経済

サブプライム住宅ローン問題を背景に減速を始めている米国経済には、国際金融・資本市場に波及した米国金融システムの混乱、原油及び一次産品価格の高騰によるインフレ懸念の高まりによって、更なる下振れリスクが存在している。

2007 年の米国実質 GDP 成長率の需要項目別動向を見ると、住宅投資が大きく減少に寄与したものの、家計消費や純輸出が増加に寄与し、2.2%の成長を達成した。これまで、米国は、名目 GDP の約7割を占める家計消費の拡大を背景に成長を続けていたが、2007 年はサブプライム住宅ローン問題等により住宅投資の悪化が顕在化し、2008 年には、家計消費へもその影響が及ぶなど、景気減速の懸念が強まってきている(参照図:米国の実質 GDP 成長率(需要項目別寄与度)の推移)。

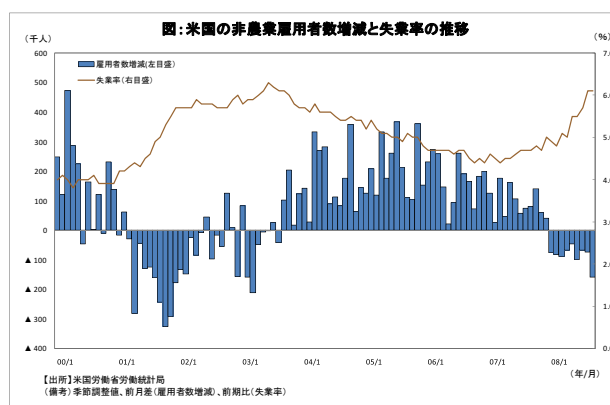


図：米国の実質GDP成長率(需要項目別寄与度)の推移

1992 年から増加を続けていた住宅販売は、2005 年 7 月をピークに減少に転じており、住宅着工件数は、2006 年 2 月をピークに減少傾向が続いている。また、住宅価格指数の伸びは、2006 年 12 月から減少し続けており、既に足下で GDP 成長押し下げている住宅投資の更なる悪化が懸念される。

住宅関連の悪化は、建設業を中心に雇用にも及んでいる。企業の雇用者数は、2007 年中は弱含みしつつも増加傾向にあったが、2008 年 1 月以降急速に減少に転じている。失業率も、雇用者数の減少に伴い、増加傾向で推移している(参照図:米国の非農業雇用者数増減と失業率の推移)。

貿易収支を見ると、ドル安の影響等による輸出の拡大と、家計消費の弱含み等の影響による輸入の伸びが低下したことにより、2007 年は、1991 年以来 16 年ぶりに貿易赤字が減少した。しかしながら、貿易収支の相手国・地域別内訳を見ると、中国、産油国が大部分を占めており、米国全体の貿易赤字が減少した 2007 年においても中国、産油国との貿易赤字は増加している。

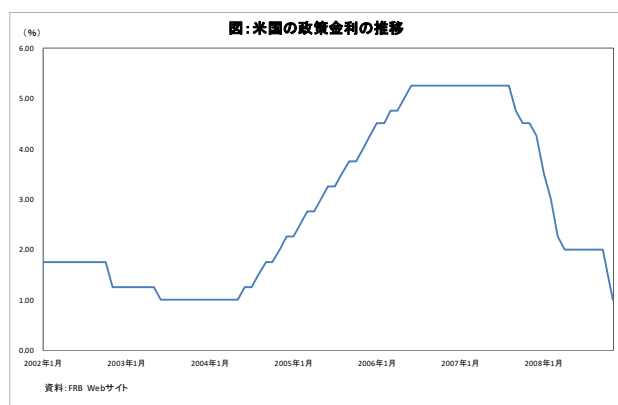


図：米国の非農業雇用者数増減と失業率の推移

物価と金利の動向を見ると、2006 年 9 月からエネルギー価格の低下を契機に消費者物価指数はこれまで安定的

に推移してきたが、2007 年 9 月以降、エネルギー価格や食料品価格の高騰に伴い、上昇傾向に転じている。

F R B（連邦準備制度理事会：Federal Reserve Board、以下、「F R B」と略す。）は、景気拡大の中で段階的に金利の引上げを行ってきたが、2007 年 9 月よりサブプライム住宅ローン問題を背景とする景気減速懸念から、段階的に政策金利（F F 金利誘導目標）を引き下げている（参照図：米国の政策金利の推移）。



図：米国の政策金利の推移

2. 欧州経済

個人消費と固定資本形成の伸びにけん引され、2007 年のEU27（以下「EU」という。）の実質GDP成長率は2.9%と、引き続き緩やかな回復となった。他方、EU各国の成長率は、イギリス、スペインの高成長、イタリア、ポルトガルの低成長等ばらつきが見られる。

EUにおいても、米国サブプライム住宅ローン問題の発生によって経営難に陥る金融機関が続出し、金融システムの機能不全が実体経済に及ぼす影響が懸念される中、2007 年第4四半期には、個人消費の伸びが大幅に鈍化し、スペイン等で過熱していた建設投資も調整過程に入った。その結果、2007 年第4四半期のEUの実質GDP成長率は前年同期比0.5%に減速しており、今後、個人消費や固定資本形成が低迷を続ける場合には、EUの成長は不安定化する可能性が高まると考えられる。

(1) ドイツ経済

2000 年のITバブルの崩壊以降2003 年まで低迷していたドイツ経済であるが、シュレーダー政権下の「アジェンダ2010」及び「ハルツ法（Hartz 法）」による労働市場改革並びに中・東欧諸国のEU加盟を背景に、ドイツ企業による国際分業が進展し、労働コストの低下や生産効率の向

上を通じてドイツ企業の国際競争力が回復した。

その結果、個人消費が引き続き低迷する中、ポーランド、ロシア及び中国向け輸出の拡大と民間設備投資の増加を背景とする純輸出及び固定資本形成の伸びがプラスに大きく寄与し、2007 年は2.5%の実質GDP成長を達成した。一方、これまで低下傾向で推移してきた失業率は、景気減速懸念が高まる中、物価上昇を背景とした賃上げにより企業業績が圧迫され、再び上昇する可能性が高まっている。

(2) フランス経済

2007 年の実質GDP成長率は、若干減速したものの、個人消費を中心とした堅調な内需に支えられて1.9%のプラス成長となった。失業率は低下傾向で推移しており、雇用環境は改善している。しかし、世界経済の減速傾向の影響は徐々に顕在化し始めており、政府機関によると、2007 年第4四半期の輸出は、米国向けが4.1%、日本向けが0.9%の減少となるなど、先進国向けの落ち込みが大きく、全体で0.6%のマイナスになった。また、2007 年に名目で4.7%、実質で3.1%の伸びを示した家計所得が2008 年には鈍化することが見込まれること、2007 年末以降消費者物価が急激に上昇していること等から、2008 年には、実質賃金が低下して家計の購買力が減じる可能性があるとされている。このため、これまでフランス経済を支えてきた個人消費の動向には、当面の間、注視する必要がある。

(3) イギリス経済

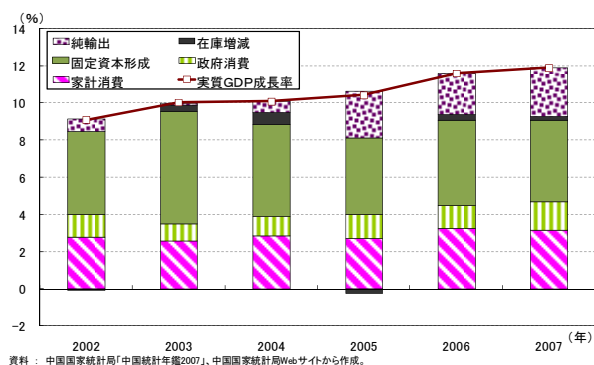
イギリス経済は1992 年以降、16 年連続でプラス成長が続いており、2007 年は3.1%の成長となった。イギリスの経済成長には高度に発達した市場型金融システムが生み出す付加価値が大きく貢献している。イギリスは純債務国であるにもかかわらず、所得収支は黒字である。これはロシア、中東、ノルウェーなど産油国の多くがイギリス国内の銀行に原油代金の決済口座を開設していることを背景に、イギリスが、自国に流入するオイルマネーを不動産投資や株式投資等で運用し、巨額の運用収益を得ているためであると言われている。

なお、2006 年に5.3%に上昇した失業率は、その後は5%台で安定的に推移している。

3. アジア経済

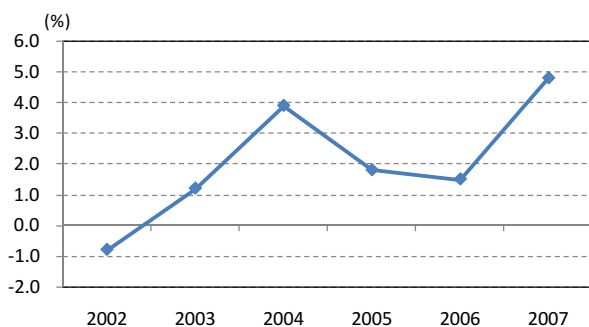
(1) 中国経済

中国経済は、2007 年実質 GDP 成長率が 11.9%となり、2003 年から 4 年連続で 10%を上回る成長となった。2001 年の WTO 加盟後の貿易・投資面の拡大は著しく、中国の実質 GDP は 3 兆 2,801 億ドルに達し世界第 4 位の経済大国となるなど世界経済における中国経済の存在感は高まっている。高成長を続ける中国経済ではあるが、食料品価格の高騰による消費者物価の急激な上昇や、不動産価格の高騰等から、中国政府は金融政策を従来の「穏健」から「引締め」に転換し、預金準備率の引上げや総量規制を実施した。さらに中国が持続的な経済成長を遂げるために課題となっている都市部と農村部等における所得格差については、社会と政治の安定を脅かしているだけでなく、消費拡大の制約にもなっていることから、中国政府は格差の是正にとどまらない調和の取れた「和谐社会」を目標として掲げている。



図：中国の実質 GDP 成長率に対する

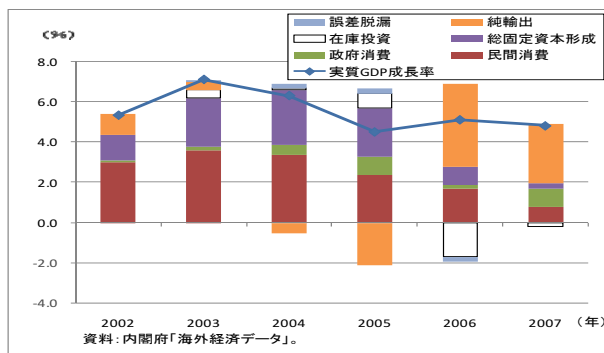
需要項目別寄与度の推移



図：中国のインフレ率の推移

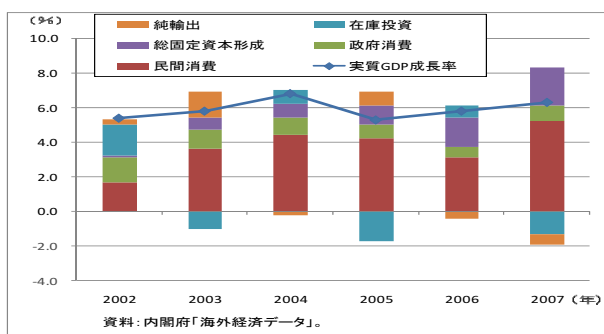
(2) ASEAN 経済

ASEAN 諸国は、アジア通貨危機以降、外需を中心に回復した。2003 年、2004 年は世界経済の回復を受けた輸出増加等により景気拡大が続いたが、2005 年は、民間消費が減速傾向となり、景気の拡大は緩やかになった。2006 年は、民間消費の伸びは緩やかになったものの引き続き各国経済を支え、加えて好調な輸出により堅調に成長を維持した。2007 年も、各国とも 4%から 10%台の高い GDP 成長率を実現した。



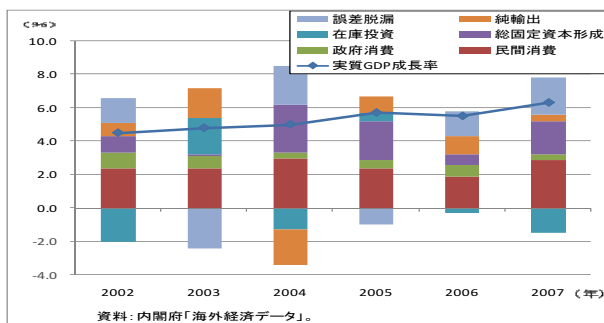
図：タイの実質 GDP 成長率に対する

需要項目別寄与度の推移



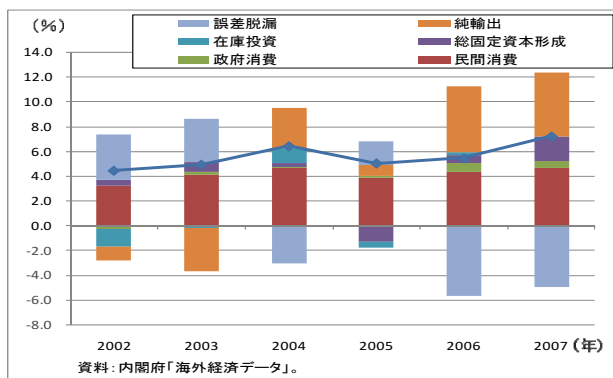
図：マレーシアの実質 GDP 成長率に対する

需要項目別寄与度の推移



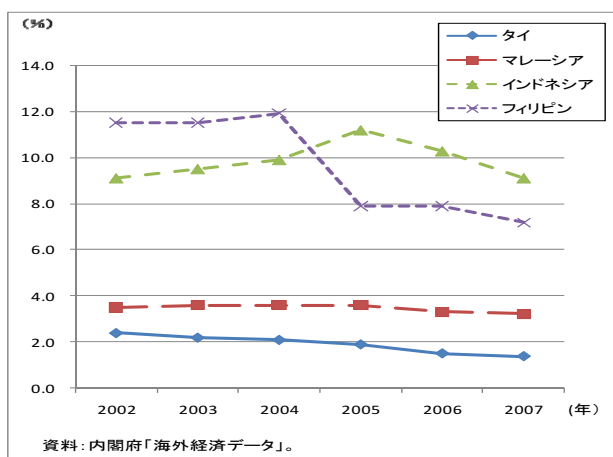
図：インドネシアの実質 GDP 成長率に対する

需要項目別寄与度の推移

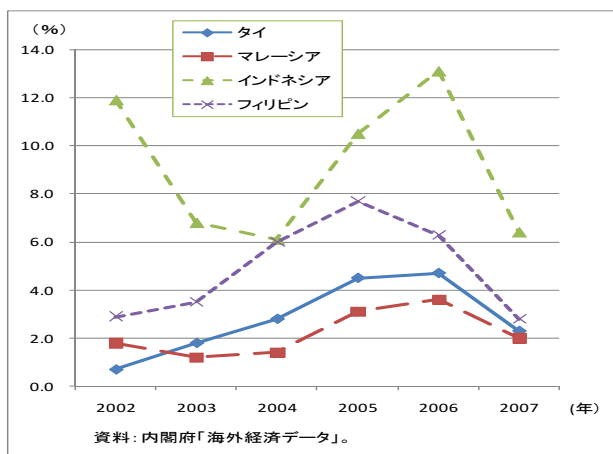


図：フィリピンの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移

失業率は、タイ、マレーシアは低位安定、フィリピン、インドネシアは高止まり、と二極化していたがフィリピンでは足元低下してきている。(参照下図：ASEAN諸国の失業率の推移)。また、インフレ率をみると、2006年はフィリピンを除き各国とも上昇したが、2007年には減速している。(参照下図：ASEANのインフレ率の推移)。



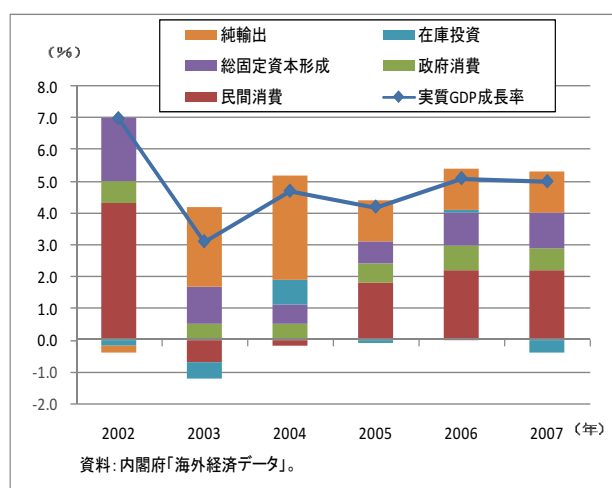
図：ASEAN諸国の失業率の推移



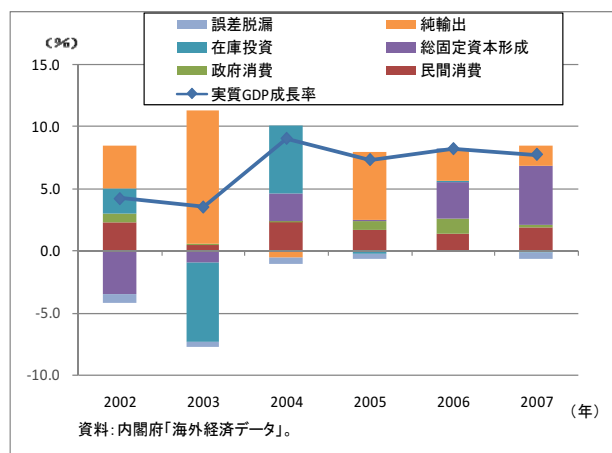
図：ASEANのインフレ率の推移

(3) N I E s 経済

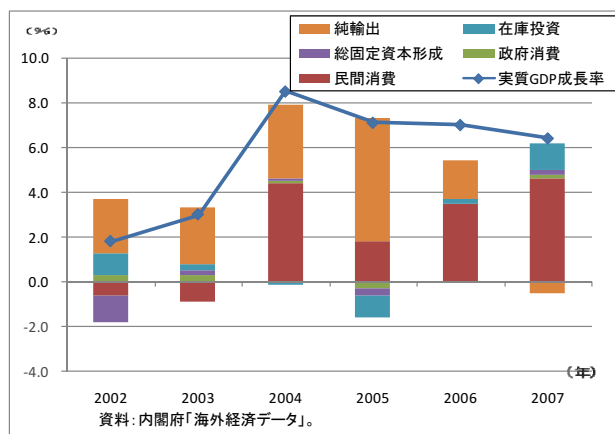
N I E s 諸国・地域の経済は、2005 年以降、好調な世界経済を背景とする I T 需要の回復を受けた輸出の増加によって景気が拡大し、民間消費を中心とした内需も増加している。韓国では好調な純輸出に加え民間消費が拡大しているが、このところ総固定資本形成を中心とした内需に減速の兆しも見られる。シンガポールでは、これまで好調であった純輸出が減速するものの、固定資本形成の増加によって景気は下支えされている。香港では 2007 年は純輸出がマイナスに転じたが、堅調な民間消費によって景気は下支えされた。台湾では、2004 年以降、純輸出の拡大しており、成長率が増加している。



図：韓国の実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移

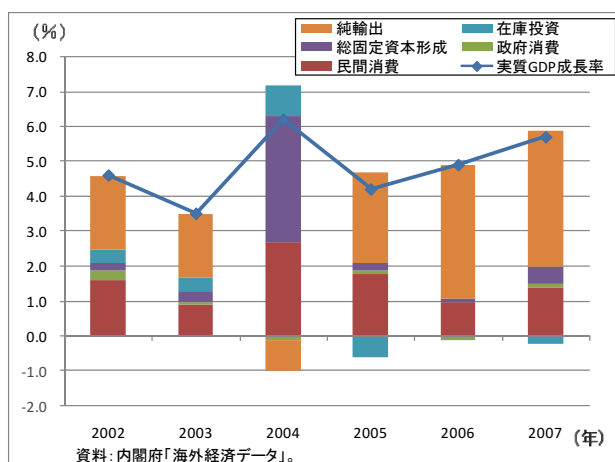


図：シンガポールの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移



図：香港の実質GDP成長率に対する

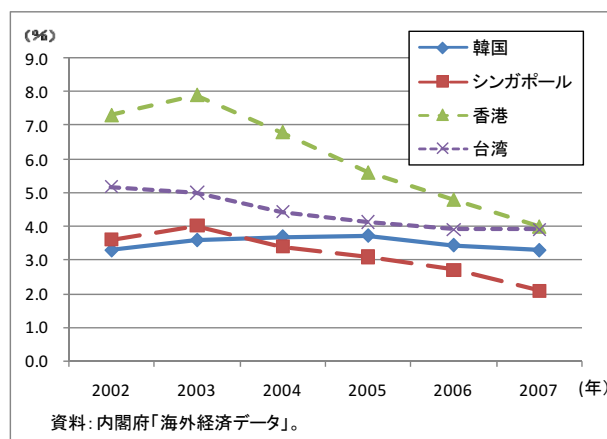
需要項目別寄与度の推移



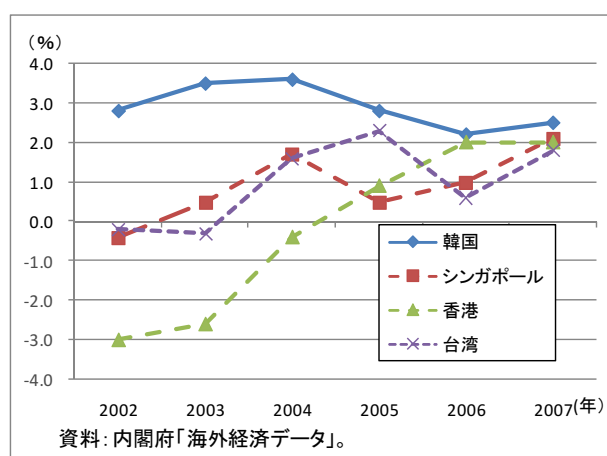
図：台湾の実質GDP成長率に対する

需要項目別寄与度の推移

失業率は、韓国については、2002 年以降横ばいで推移しているが、シンガポール、香港、台湾については、2003 年以降低下傾向にあり、NIEs 諸国・地域の雇用環境はおおむね改善傾向にある（参照図：NIEs 諸国・地域の失業率の推移）。インフレ率を見ると、物価下落が続いていた香港が 2005 年からプラスに転じ、2007 年は 2006 年と比較して 4 カ国ともインフレ率が拡大した（参照図：NIEs 諸国・地域のインフレ率の推移）。



図：NIEs 諸国・地域の失業率の推移



図：NIEs 諸国・地域のインフレ率の推移

4. 中東経済

GCC（湾岸協力会議）諸国は、サウジアラビアで前年比 14.2%、UAE で 7.4%（それぞれ、2007 年の前年比実質GDP成長率）など、近年おおむね高い経済成長を実現している。

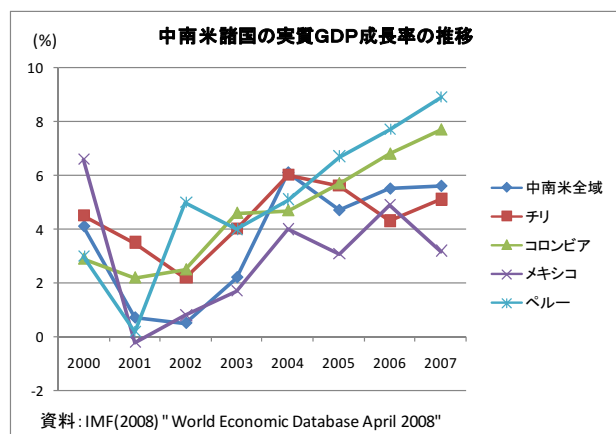
GCC 諸国は、2006 年時点で世界の原油生産の 22.3%（バーレーンを除く）を占め、原油価格高騰により輸出額は、1,643 億ドル（2000 年）から 4,212 億ドル（2006 年）へと約 3 倍に拡大するなど顕著な伸びを示している。特に原油価格高騰が顕著になった 2003 年から 2006 年にかけての輸出額の伸びは年平均 30.6% と非常に高い伸びを示している。

また、GCC 諸国の 1 人当たり実質GDP成長率も、近年高い伸びを示している。例えば、カタールの 1 人当たり GDP は世界第 3 位である（2007 年）。また、2005 年の時点で GCC 諸国の中で最も多い人口 2,361 万人を抱える

サウジアラビアについて見ても、2003 年から 2007 年にかけて、安定した成長が見られ、我が国企業にとっても、有望な市場であると考えられる。

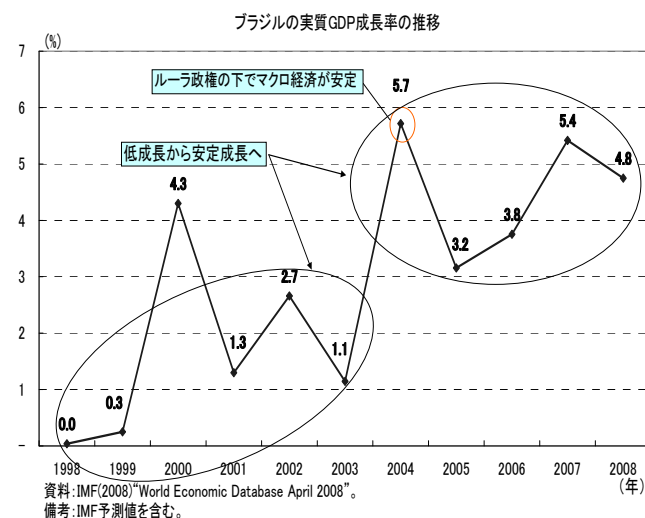
5. 中南米経済

中南米では、世界におけるコモディティ価格の上昇を受け、近年、多くの国で資源・食料品の輸出主導による経済成長が持続している。経済成長は内需に波及し、旺盛な個人消費・設備投資が更に成長を押し上げる好循環が実現している国も多い。（参照下図：中南米諸国の実質GDP成長率の推移）。



(1) ブラジル経済

ブラジルは、2001 年～2003 年まで比較的経済が低成長であったが、2003 年に発足して緊縮政策によって財政均衡を実現したルーラ政権のもとでマクロ経済が安定し、2004 年からは順調に経済が拡大している。（参照下図：ブラジルの実質GDP成長率の推移）。



東アジア戦略

1. CEPEA

東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想は、域内における経済実態としての結びつきの強まりや、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのFTA/EPAの取組の進展に伴い、これを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006年8月、日本は、日ASEAN経済大臣会合及び日中韓ASEAN経済大臣会合の場で、ASEAN+6地域における民間専門家研究を提案した。2007年1月第2回東アジアサミット（EAS）において、首脳間で研究会の開始に合意した、民間専門家研究会は2007年6月、東京で第1回会合を開催し、2008年6月までに計6回の会合を開催、その結果報告を取りまとめた。本研究には、16カ国政府から選出された民間専門家が委員として出席をしている。

2008年8月のASEAN+6経済大臣会合で研究成果の報告を行ったところ、第4回EASで首脳に報告書を提出すること、また、民間専門家による研究の継続が合意された。研究テーマは、[1]経済協力、[2]貿易・投資円滑化、[3]貿易・投資の自由化に加え[4]institutional developmentをより深掘りすることで合意された。

2. ERIA

経済産業省は、2006年に提案した東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）構想の実現に向け、JETROをERIA設立準備事務局として、以下の事業を行った。

まず、先行事業として、アセアン事務局と16カ国の研究機関の協力のもと、2つの政策研究プロジェクトを実施した。「東アジア経済統合へのロードマップ」プロジェクトでは、貿易投資の自由化やインフラ整備の開発等アセアン経済共同体の更なる進展に向けた包括的政策課題を提示した。これは、2007年8月のASEAN+6経済大臣会合、11月の第3回EASに報告された。「東アジア地域のエネルギー安全保障」プロジェクトでは、東アジア各国における省エネ目標・行動計画の影響分析、バイオディーゼル燃料規格指標策定、持続可能なバイオマスの利用研究を行い、2007年8月のASEAN+6エネルギー大臣会合に報告した。

また、16カ国の関係研究機関から成るERIA専門家

会合を開催し、E R I Aの取り組むべき課題、組織設計等について議論を行い、関係各国の賛同を得た。

こうした取組みの結果、11月の第3回E A Sでは、日本からE R I A正式設立の提案を行い、16カ国の首脳の合意を得た。当該合意において、暫定的にE R I A事務局をA S E A N事務局（インドネシア共和国ジャカルタ）内に設置することとされた。

多国間、経済連携の取組

1. WTO（世界貿易機関）

1. 1. WTOドーハ・ラウンドの意義

WTO（世界貿易機関）は、ウルグアイ・ラウンド（1986年～1994年）の結果、戦後の多角的自由貿易体制を支えてきたG A T T（関税及び貿易に関する一般協定）を発展させる形で、1995年に設立された。従来のG A T T体制と比較して、サービス協定、知的財産権協定など、国内措置をも対象とする規律が整備されたこと、紛争処理のプロセスが大幅に強化されたことが特徴となっている。

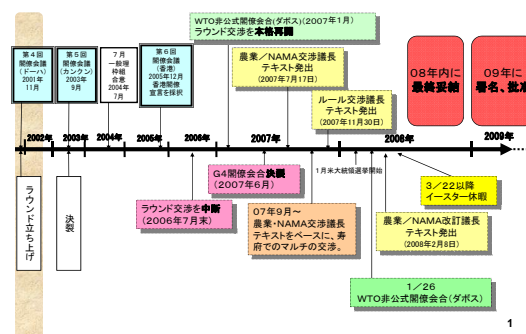
G A T T体制は、加盟国に対し、従来、関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールの策定のための交渉（多角的貿易交渉。以下、「ラウンド」と言う。）を行う場を提供しながら拡大してきた。近年では、その扱う対象が水際措置から国内措置へ、また、鉱工業品中心からサービスや農業へと拡大し、同時に、WTOの加盟国も151カ国（2008年3月現在）に増加している。

多角的自由貿易体制を支えるWTOの維持・発展は、貿易立国である我が国の繁栄に不可欠である。我が国経済・産業の発展を任務とする経済産業省にとっては、経済界と連携して我が国の国際競争力強化に資する形でラウンドを推進しつつ、通商に関する紛争解決機能も有するWTOに対して国内的・国際的な信任を維持することが重要である。

現在行われている貿易交渉は、「ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）」と呼ばれている。2001年、カタールの首都ドーハにて開始が決定されたこのラウンドの目的は、貿易の更なる自由化、通商ルールの強化、サービス、知的財産といった新しい分野への対応などが挙げられる。しかし、最大の特徴は「（途上国の）開発」の視点を前面に打ち出し、自由貿易の推進における途上国の利益への配慮の重要性を明らかにした点である。

（参考1）ドーハ・ラウンド交渉の流れ

（2008年3月時点）



1. 2. 2001年立ち上げから2007年まで

(1) 2005年香港閣僚会議までの動き

ドーハ・ラウンド交渉の立ち上げ後、加盟国は2002年初頭より実質的な交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と途上国との間の対立を解消することができず、会議を決裂させてしまった。

2004年初頭より、年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの機運が醸成され、7月の一般理事会において、交渉の「枠組み合意」が実現され、ラウンドの重要な基礎が作られた。本合意により、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

2005年1月には、ダボス会議の際にWTO非公式閣僚会議が開催され、2006年中の最終妥結に向けて、夏休み前までに「モダリティ（関税削減の方式等に関する取り決め）のたたき台」を発出すべきとの認識が共有された。我が国も、同年4月、ラウンドの進展、特にNAMA（Non-Agricultural Market Access: 非農産品市場アクセス）分野の進展に貢献する観点から、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、NAMA非公式閣僚会合を主催した。しかしながら、農業、NAMAなど主要分野において加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末に当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されなかった。

同年秋以降、少数国による交渉が活発化し、11月初頭に、WTO交渉の主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4カ国に日本が加わる形でインド主催の少数国閣僚会合が開催された。これを機に、日本は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになり、11

月後半以降は、前述の4カ国に日本と豪州が参加した形（＝G6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった。

年末の香港閣僚会合に向けて交渉進展の機運が高まるなか、我が国は、「開発イニシアティブ」を発表した。貿易を通じて、富を蓄積し、自国の経済を発展させることは開発のための非常に有力な手段の一つである一方、途上国、特に後発開発途上国（LDC）の中には、輸出能力や生産能力不足のため、世界市場に参画できないという問題を抱えている国が多い。責任ある主要国の一員として我が国は、開発問題への貢献を行い、ラウンド交渉の妥結につながるように香港閣僚会議を成功させる旨を表明した。（一村一品運動については参考2を参照）

2005年12月13日から18日には、香港にて第6回閣僚会議が開催され、18日に閣僚宣言が採択された。同会議では、ドーハ・ラウンドの成功へ向けた確実な土台が築かれるとともに、特に途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）が合意され、交渉の進展に大きな弾みをもたらされた。各交渉分野では、[1]農業において、国内支持、関税の階層削減の方式の具体化を推進、[2]NAMAにおける関税削減方式としてスイス・フォーミュラに合意、[3]サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、[4]ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、[5]開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意するなど、多方面で前進が見られた。

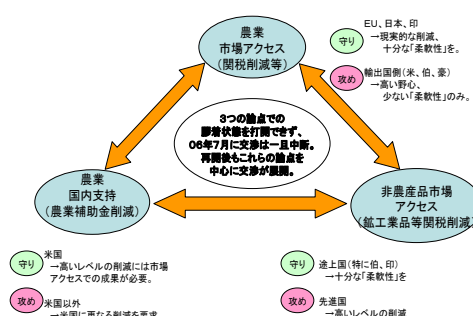
（参考2）開発イニシアティブに基づく「国際版一村一品キャンペーン」

経済産業省が中心となって2006年2月から国際版一村一品キャンペーンを積極的に展開している。この一村一品キャンペーンは、途上国内で自ら誇ることができる特産品を見つけ出し、国内のみならず、世界の市場にも通用する競争力のある商品に仕上げる活動を支援するものであり、開発途上国等80カ国（うちアフリカ53カ国）が参加している。キャンペーンの例としては、JETROが中心となって、国内主要空港において店舗を開設したほか、メコン展、太平洋諸島展等のイベントも開催した。

（2）第6回香港閣僚会議後2006年7月までの取組

香港閣僚宣言に基づき、2006年中の交渉妥結を目指してG6を中心に精力的に協議が進められた。2006年1月末のダボス会議の際に行われた非公式閣僚会合、同会合に先駆けて行われたG6閣僚会合では、全分野に渡って積極的に交渉に取り組むことで一致した。しかし、その後農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMAの3つの分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交錯するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り（参考3）、5月にパリで行われたWTO非公式閣僚会合、6月にホーチミンで開催されたAPEC貿易大臣会合、同じく6月にジュネーブで開催された非公式閣僚会合等、閣僚レベルでの協議によって合意を模索したものの、議論の進展は見られなかった。

（参考3）主要論点に関する主要国・グループの立場



膠着状態打開のため、7月15日～17日のサンクトペテルブルグ・G8サミットにて、首脳から各閣僚に対して1ヶ月以内に農業とNAMAのモダリティ合意に向けて努力すべきとの声明が出されたことを受け、ラミー事務局長が急遽、ジュネーブにおいてG6閣僚会合の召集をかけ、我が国からも二階経済産業大臣・中川農林水産大臣が参加した。

閣僚会合ではラミー事務局長からこれまでの交渉の進捗状況等について説明があったほか、今後の交渉の進め方等について閣僚同士による率直な意見交換が行われた。この会合の結果、G6は、1カ月以内にモダリティを確立するべく試みる用意があり、集中的に協議を行うため7月23日からG6会合をジュネーブにて開催し、ラミー事務局長はこれと並行して幅広いメンバーと協議を行うことを決めた。

（3）2006年7月の交渉の中断とその後の取組

7月23日～24日、WTO・G6閣僚会合が開催された。我が国からは二階経済産業大臣が中川農林水産大臣とともに参加した。

23日の会合では、農業市場アクセス、国内支持について議論されたが、各国の立場の違いが埋まるに至らなかった。ラミー事務局長はG6との短時間の協議を経た上で24日午後、首席代表者会合（非公式貿易委員会）を召集し、農業市場アクセス、国内支持を巡って立場の違いが埋まらないことを理由に、無期限にラウンドを中断する旨を発表した。各国とも遺憾の意を表明しながらも事務局長の提案を了承し、年内のラウンド終結は困難な状況であることを認めつつ、ラウンドへのコミットを継続し、早期の交渉再開を目指すことを表明した。

交渉の停滞は、多国間の自由貿易体制を揺るがし、途上国の開発や世界の貧困問題にも大きなマイナスであることから、関係各国は交渉の早期再開に向けて最大限の努力を行った。我が国も、8月下旬のASEAN+日中韓大臣会合において「交渉再開にむけた5つの行動」を提示するなど、交渉再開を呼びかけた。こうして、8月下旬のASEAN+日中韓大臣会合、9月上旬のG20閣僚会合、ASEM首脳会合、9月下旬のケアンズ閣僚会合等を通じ、交渉再開に向けた機運が高まっていった。

さらに、ラウンドの動向に重大な関心を払っている経済界とも連携し、9月から10月にかけて日本経済団体連合会及び日本商工会議所がG6諸国の経済界・産業界へミッションを派遣した。これは経済界・産業界同士の交流を通じてG6の結束をさらに固めるとともに、WTO交渉の早期再開、早期妥結に向けて働きかけるものであった。

（参考4）民間ミッション

	団長・ミッション	時期	訪問先
米国	富士通 秋草会長 日本経団連貿易投資委員会 共同委員長	9月4日の週	・USTR、商務省、国務省 等 ・全米商工会議所、ビジネスラウンド テーブル(BR)、全米製造業者協会 (NAM) 等
ブラジル	三菱商事 佐々木会長 日本経団連貿易投資委員会 委員長	9月11日の週	・外務省 等 ・ブラジル全国工業連盟(CNI) 等
インド	山口 日商會頭 他 訪インド経済ミッション(日商)	9月25日の週	・商工省 等 ・インド商工会議所連合会(FICCI) 等
EU	御手洗 日本経団連会長 他 日本経団連訪欧ミッション	9月25日の週	・バローゾEU委員長 等 ・欧州産業連盟(UNICE) 等
豪州	日豪経済委員会(日商)の機 会を活用(調整中)	10月15日の週	・貿易省 等 ・豪州ビジネス協議会(BCA) 等

このような情勢のもと、2006年11月にベトナムで開催されたAPEC閣僚・首脳会合で、再開に向けた大きな一歩が踏み出された。ラミー事務局長も参加した閣僚会合で

は、甘利経済産業大臣を始め、各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、「突破口の確保に向けて必要な柔軟性と野心を確認する」との強い意志を示したAPEC首脳による独立宣言文が発出された。ラミー事務局長はジュネーブに戻り、事務レベルでの作業の再開を宣言した。これによって、それまで停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

その後、2007年に入り、ブッシュ大統領とバローゾ欧州委員長による米EU首脳会談を始め、主要国の首脳・閣僚レベルでラウンド妥結へのコミットメントが相次いで発表された。我が国も安倍総理の欧州訪問においてブレア英国首相、バローゾ欧州委員長との間で早期妥結に向けての連携を確認した。1月末のスイス・ダボスでのWTO非公式閣僚会合において、我が国から交渉の本格再開が必要であることを主張し、各国の閣僚により交渉再開が合意された。そして、1月31日にジュネーブにおいて開催された非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が正式に再開された。

1. 3. 2007年の交渉再開後の動き

(1) 1月の交渉再開から6月のG4閣僚会合決裂まで

交渉再開後は、2008年の米国大統領選、2007年6月末の米国の貿易交渉権限(TPA: Trade Promotion Authority)失効を念頭に、各国がブレークスルーに向けて努力を行った。

しばらくは二国間協議を中心に議論が重ねられたが、4月には2006年7月の交渉中断以来9カ月ぶりとなるG6閣僚会合がインド・ニューデリーで開催され、年内妥結に向けた強い意思を示したコミュニケが発表された。それまで、交渉期限を設定することに対する根強い慎重論があったが、年内妥結という目標をG6で公に合意した意義は大きく、その後の動きへの推進力となった。この間、4月末の日米首脳会談、米EUサミット等を通じ、首脳レベルでラウンドの成功への強いコミットメントが示された。

またこの頃、二国間、G4/G6といった少数国間、ジュネーブでのマルチ、の3つのプロセスが並行して行われた。5月中旬には、パリにて開催されたOECD閣僚理事会の機会を利用し、我が国がG6閣僚会合を主催した。ジュネーブにおいては4月末、5月上旬にファルコナー農業議長のペーパーが2回にわたって発出され、交渉の活性化をもたらしたほか、6月の非公式貿易交渉委員会にてラミ

一事務局長が、その後の交渉テキスト発出や交渉の見通しを示し、夏前の進展に向けた議論の加速化を促した。6月初旬にはG8サミットが開催され、各国の首脳より交渉の早期妥結に向けたコミットメントが示された。

しかし、6月にドイツ・ポツダムで行われたG4閣僚会合は、農業、NAMAの主要論点について各国の意見が折り合わず決裂した。これに伴い、予定されていたG6閣僚会合も中止となった。

(2) 7月以降の動き：テキストの発出とマルチのプロセス

6月のG4決裂後、各国はジュネーブにおいてラミー事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスを再び進めていくことになった。

7月初旬にケアンズにおけるAPEC貿易担当大臣会合で、交渉の年内妥結を改めて確認する旨の特別声明が採択されたことを初め、各国のマルチプロセスへの支持を受け、7月17日にファルコナー農業交渉議長、ステファン・ソンNAMA交渉議長により、農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出された。議長テキストの個別論点については、我が国も含めた各国にとってその時点で合意できないものも多かったが、文書をたたき台としつつ、マルチの場で議論を積極的に行っていくことの重要性が多くの関係国に共有された。テキスト発出後に行われたジュネーブでの農業交渉会合、NAMA交渉会合でも、両議長テキストは、おおむね9月以降の交渉のたたき台となることが確認された。

9月の初めにシドニーで開催されたAPEC首脳会議では、年内に交渉が最終局面に入ることを確保するとの声明が発出された。10月9日の一般理事会では、NAMA 11（開発途上国の非農産品の大幅な削減要求に反発する開発途上国グループ。ブラジル、南アフリカ等がメンバー）が中心となって開発途上国の立場を改めて強調するペーパーが配布されるなど、「南北対立」の様相が見られたこともあったが、10月のIBSA（インド、ブラジル、南アフリカ）サミットや11月半ばのG20（主要開発途上国グループ）の閣僚会合では、可能な限り短期間のうちの成果を目指すことが表明されるなど、開発途上国からも前向きな姿勢が見られた。

結局、2007年内にモダリティ合意に至ることはできな

かったが、年末の一般理事会では、ラミー事務局長から2007年末までの交渉妥結に向けた、前向きな発言が行われた。2007年に入り、1月にはダボス会議の機会に、ロイタード・スイス経済大臣主催のWTO非公式閣僚会合が開催された。ここでの議論を受け、ラミー事務局長は、1月末の非公式貿易交渉委員会において、「年内妥結の必要性」、「2月4日の週に包括的な改訂テキストを発出後、農業・NAMAの水平的なプロセスを行い、その後農業・NAMAのモダリティ合意を目指す、また交渉全体の妥結の前に譲許表作成作業で6～8カ月が必要との見通し」を示した。

その後、2月8日に農業・NAMA両交渉議長により、それぞれの改訂議長テキストが発出された。主要な数字については前年7月時点のテキストと同様、幅のある案が基本的には維持され、その後の議論に決着が委ねられた形となった。

2. 経済連携協定（EPA）、二国間投資協定（BIT）

2. 1. 経済連携協定（EPA）

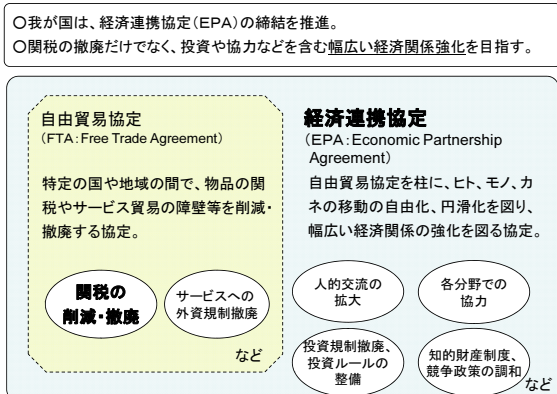
経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下、「EPA」と略す。）とは、特定の二国間又は複数国間で、自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下、「FTA」と略す。）の主要な要素である関税の相互引下げに加え、域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定である。（参照図：経済連携協定（EPA）と自由貿易協定（FTA））

全体的に見ると、1990年代以降、地域統合の動きは一層加速し、2007年9月の時点で、WTOのCRTA（地域貿易協定委員会：Committee on Regional Trade Agreements）に報告されている地域貿易協定の数はいくつにまで達している。冷戦構造の崩壊以降、特に欧米諸国は新たな国際経済システムを模索する中で、地域統合の動きを加速させた。

我が国は、2007年度末現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイの5カ国との間でEPAを発効している。また、フィリピン、インドネシア、ブルネイの3ヶ国と署名済み、アセアン、韓国、GCC、ベトナム、インド、豪州、スイスの5カ国2地域と交渉を行っている。

(参照図：我が国の経済連携の取組状況)

経済連携協定(EPA)と自由貿易協定(FTA)



EPA/FTAを推進する意義は、次のとおりである。

- ・相手国の関税削減等を通じて当該国内市場への我が国企業のアクセスが改善され、貿易・投資の機会が拡大するとともに、規模の経済による利益（域内投資の効率化による利益率増大等）を享受することが可能となる。
- ・経済実態を踏まえて、地域内の規制・制度等の共通化・制度化を図ることは、我が国の強みを活かした国際ルール作りの第一歩となる。
- ・関税等により保護を受けていた産業分野において、自由化の進展により構造改革が加速されるとともに、事業をする場としての魅力が高まることで、拡大した市場の一部としての位置づけともあいまって対日直接投資が拡大するなど、我が国経済の活性化をけん引する。
- ・既に他国と経済連携協定を締結している国との協定の締結は、既締結国企業との関係において関税等の面で競争上不利な立場に置かれている不利益な状況を解消する。また、他国の経済連携の動きに先んじて協定を締結することは、こうした不利益状況の発生を未然に防止する。

(1) シンガポールとの取組

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。

本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的とし

ている。

なお、更なる自由化を図るために2006年4月に開始された協定見直し交渉は、2007年3月に議定書署名に至り、9月に発効された。

(2) チリとの取組

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、以後4回の会合を実施した。2005年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意した。その後、5回の交渉会合を経て2007年3月末に署名、同年9月に発効に至った。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約40カ国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重視された。

(3) タイとの取組

2003年12月の首脳会談における交渉開始合意を受け、2004年2月より交渉を開始し、2007年4月に署名、同年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃する。投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、日本側は調理人、指導員等の入国・就労条件を緩和し、また、今後、スパ・セラピスト、介護福祉士の受入を検討・協議することになる。一方のタイ側は、日本人の滞在及び労働許可の取得に係る条件を緩和する。我が国は、多くの農林水産品を含む包括的な関税撤廃・削減を行うほか、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を行う。

タイは、ASEAN内では第1位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税であり、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点(ASEAN中最多の

進出企業数)として、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常に重要である。

(4) インドネシアとの取組

2003年6月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後2回の予備協議を実施したが、一時中断していた。その後、2004年11月に開催された首脳会談において、インドネシア側から二国間EPAの関心が示されたこと等を踏まえ、二国間EPAを念頭にした準備作業を再開した。2004年12月、中川経済産業大臣とマリ商業大臣間で二国間EPAを念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意し、2005年4月までに3回実施した。同年6月に首脳間で二国間EPA交渉開始に合意し、2005年7月から2006年10月までの間の6回の交渉を経て、2006年11月の首脳会談で大筋合意、2007年8月に首脳間での署名に至った。

インドネシアは、ASEAN諸国の中で日本からの投資実績(278億ドル(累積投資額:1990年~2001年))が最大の国であり、経済連携によって既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の向上を促進させることで、我が国企業にとって投資環境の安定性や予見可能性を高めることが可能となり、事業環境の改善が期待される。

また、インドネシアはASEAN域内で最大の人口(2.3億人)を擁しており、経済連携を通じて我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保を実現でき、また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しているなど、インドネシアとの経済関係強化は我が国において重要である。日インドネシアEPAでは、我が国のEPAでは初めてエネルギー分野の規律を導入している。また、看護師・介護福祉士候補者の受入れも規定している。

(5) ブルネイとの取組

2005年12月に首脳会談において準備協議の開始が決定された後、2006年2月及び4月の2回の準備協議を経て2006年5月に外相間でEPA交渉開始に合意した。2006年12月に首脳間の書簡交換で大筋合意、2007年6月に署名に至った。

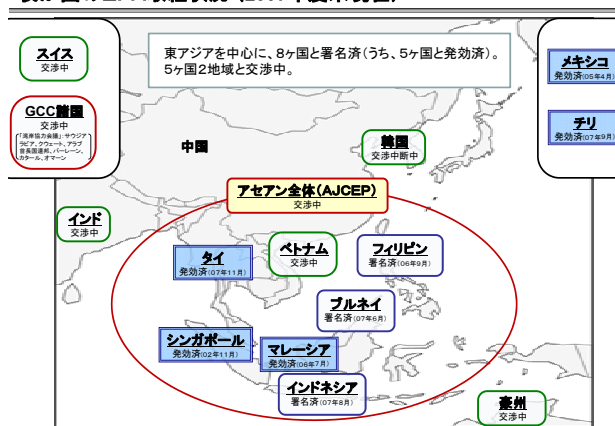
ブルネイは、天然ガスや石油等、我が国にとって重要なエネルギー供給国であり、本協定の締結により、一層の政

治・経済関係強化とエネルギーの安定供給が図られるものと期待される。

(6) ベトナムとの取組

2005年12月に首脳会談において共同検討会合の開始が決定された後、2006年2月及び4月の検討会合を経て、2006年10月の首脳会談にて、2007年1月からの交渉入り表明された。2007年度末時点で6回の交渉会合を開催したほか、経済産業大臣と越商工大臣のバイ会談を行った。ベトナムは日本企業の生産拠点として注目を高めており、本協定による投資環境改善等により、両国間の政治・経済関係が更に強化されることが期待される。

我が国のEPA取組状況(2007年度末現在)



(7) ASEAN全体との取組

2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始した。2007年8月に大筋合意、同年11月に最終妥結に至った。

ASEAN全体とのEPAは、日本とASEANを一つのエリアとして、人口6億5千万人、経済規模5兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。

さらに、ASEAN全体とのEPAは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での

産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した部品を用いてASEAN域内で製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、ASEAN全体とのEPAにおいて、「日ASEAN原産」の概念を定めて解決することとしている。

なお、ASEANをめぐっては、中国が既に物品貿易に係る協定を発効させているほか、韓国、インド、豪州等も取組を急いでおり、我が国としても他国に遅れることなく、EPAを締結することが重要である。日ASEAN EPAの実現により、我が国のGDPは約1.1兆円～約2兆円増加する効果が生じると試算されているが、一方で、仮に中ASEAN FTAが締結された場合には、日本のGDPが約3,600億円減少するとの試算がある。

(8) 韓国との取組

2003年12月にEPA交渉を開始しており、2004年11月以降交渉が事実上中断しているが、引き続き実現に向け努力していく。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓両国のみである。

(9) GCCとの取組

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC(湾岸協力会議)諸国とのFTAについて、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉前総理とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。2007年12月には、中間会合を実施した。

この地域は、我が国の原油輸入全体の75%以上(2005年)を占め、また我が国からの総輸出額も1.4兆円を超えるなど、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び

貿易拡大の観点から重要である。

(10) インドとの取組

2004年8月、当省とインド商工省・財務省の閣僚間において、EPAの可能性を視野に入れた次官級の「政策対話」を開始することに合意し、2005年4月に第1回政策対話を開催した。また、2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた準備を開始するよう事務方に指示が出された。その後、2006年12月の首脳会談で、2007年1月からの交渉開始に合意した。2007年1月から交渉会合を実施し、約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指している。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の現地進出企業による自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

(11) 豪州との取組

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化のあり方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に5回の共同研究会が開催され、同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。2007年4月、8月、11月に交渉会合を実施した。

日豪EPAのメリットとしては、[1]鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、資源・エネルギーの安定供給を図る、[2]

関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州が既にEPAを締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上する）、[3]先進資本主義国同士のEPAとして知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定をすることで、東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される、といった要素が挙げられる。

(12) スイスとの取組

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化のあり方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意した。2007年5月、7月、10月、11月、2008年2月に交渉会合を実施した。

欧州との初の経済連携の取組であり、且つ先進国同士であるスイスとのEPAでは以下のようなメリットが期待される。

- [1] 両国のセンシティブ品目を考慮しつつ、高いレベルの自由化を通じた物品貿易の促進
- [2] 投資・サービス貿易における高いレベルの自由化確保と投資環境の保護
- [3] 高水準な知財立国として高いレベルの知的財産権の保護及び模倣品・海賊版対策での協働
- [4] スイスにおける企業の取締役に対する国籍要件の不適用や居住要件の緩和、及び滞在許可証発給における人数制限の不適用等を通じたビジネス環境整備

2. 2. 二国間投資協定（BIT）

二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty）とは、特定の二国間で投資家及び投資財産の保護を図ることににより、投資の円滑化を目指す協定である。

2007年度末現在、我が国は経済連携協定（EPA）の投資章を含めて21の投資協定を締結・署名している（参照図：我が国の投資協定の取組状況）。このうち2007年度中にはEPAの投資章が2件発効、3件署名し、BITでも2件署名に至っている。これに加え、サウジアラビア、ウズベキスタンとはBIT、スイス、インド、豪州とはEPA投資章の交渉を行っているほか、日中韓三国間の投資協

定についても交渉を行っている。

一方で、世界的に投資協定は近年大幅に増加しており、UNCTAD（国連貿易開発会議）の調べでは、2007年末時点で2,608件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に100件前後のBITを締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

我が国の投資協定の取組状況（2007年度末現在）

締結相手国	署名	発効
エジプト	1997年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月4日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール（経済連携協定）	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年9月17日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	—
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	—
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	—
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	—
ラオス	2008年1月16日	—

3. G8サミット

3. 1. ハイリゲンダムサミット

(1) 日程・場所

2007年6月6日～8日、ドイツのハイリゲンダムにて開催されたサミットは、ランブイエから数えて第33回目であった。今次サミットは、6日のメルケル首相夫妻主催非公式夕食会から始まり、7日にG8首脳会議、J8代表（G8各国の青年代表）との会合が行われ、8日にアフリカ諸国、新興諸国等とのアウトリーチ会合が行われ、同日午後、メルケル首相の議長会見をもって閉幕した。

6月6日（水）

メルケル首相夫妻主催非公式夕食会

6月7日（木）

G 8セッション

- ・午前：世界経済、気候変動、J 8との会合
- ・ワーキング・ランチ：地域情勢（北朝鮮、イラン）
- ・午後：地域情勢（コソボ、アフガニスタン）
- ・ワーキング・ディナー：アフリカ等

6月8日（金）

招待国及び国際機関との対話

- ・午前：アフリカとのアウトリーチ会合、新興諸国とのアウトリーチ会合
- ・ワーキング・ランチ：新興諸国、アフリカ諸国との対話

(2) 参加首脳

ドイツ（議長国）：メルケル首相（2回目）

日本：安倍首相

イタリア：プロディ首相

カナダ：ハーパー首相

フランス：サルコジ大統領

米国：ブッシュ大統領

イギリス：ブレア首相

ロシア：プーチン大統領

EU：バローゾ委員長

＊この他、新興工業国（ブラジル、インド、中国、南アフリカ、メキシコ）及びアフリカ諸国（エジプト、アルジェリア、ナイジェリア、セネガル、ガーナ）が招待。

(3) G 8の主な論点

議長国ドイツは、「成長と責任」をテーマに掲げ、「世界経済」、「気候変動とエネルギー安全保障」、「核不拡散（北朝鮮、イラン）」、「地域情勢（コソボ、アフガニスタン、中東情勢）」、「アフリカ」等を主要課題に議論を行った。上記議論をふまえ、「世界経済」、「アフリカ」、「貿易」、「不拡散」、「テロ対策」、「スーダン」について文書が発出された。主要テーマと合意内容のポイントは以下の通り。

(ア) 世界経済

(A) 気候変動・エネルギー効率とエネルギー安全保障

(a) 気候変動問題はグローバルな参加と各国の異なる事情を考慮した多様なアプローチが必要な長期的課題。

(b) 主要排出国を含む世界全体の長期目標を合意するためのプロセスにおいて、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ、日本の決定を真剣に検討する。

(c) 主要排出国が2008年末までに新たなグローバルな枠組みのための具体的な貢献を行うことが重要。それは2009年までのグローバルな合意に貢献するであろう。

(d) 技術の開発や普及等について協力。

(e) 建築物・運輸・発電・産業におけるエネルギー効率の向上に努力。

(f) エネルギー源多様化の重要性及びそのための再生可能エネルギーの利用促進、原子力の平和利用の発展。

(B) イノベーションの促進と保護

(a) 企業によるイノベーションを促すためのビジネス環境整備や知財保護に関する途上国との協力対話につきOECDに検討を依頼（先般閣僚理で策定に合意した「OECDイノベーション戦略」が受け皿）。

(b) なお知財については、我が国が主導して「模倣品・海賊版対策に係る国際的な法的枠組みの構築の必要性」及び「国際的な特許システムの調和と効率化の重要性」を確認。

(C) 投資の自由、投資環境と社会的責任

(a) 台頭する投資保護主義に対し、投資の自由へのコミットメントを再確認。投資規制は安全保障など極めて限定的なケースのみ適用。

(b) 他方で、グローバル化の結果生じる途上国における社会的問題へ対応するため、企業の社会的責任に関する原則を強化。

(D) 天然資源への責任

(a) 貧困撲滅と汚職防止のため、資源国における採取産業の透明性を高める国際的な努力を推進。

(E) 世界経済の成長

(a) 世界経済は引き続き堅調。

(b) 日本は、成長力加速プログラムを通じた生産性向上、財政健全化の目標達成に向けた財政改革の着実な実施にコミット

4. OECD（経済協力開発機構）

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16カ国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後、欧州経済の復興に伴い1961年9月、OEEC加盟国に米国及びカナダが加わり、OEECを改組し、新たにOECD（経済協力開発機構）が発足した。我が国は1964年に加盟した。1990年代に入り、メキシコ（1994年）、チェコ（1995年）、ハンガリー（1996年）、ポーランド（1996年）、韓国（1996年）の5カ国が加盟、さらに2000年にスロバキアが加盟し、2007年現在、加盟国は次の30カ国となっている。

・EU加盟国（19カ国）

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア

・その他（11カ国）

日本、米国、カナダ、メキシコ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国

OECDの目的は、先進国間の自由な意見交換、情報交換を通じて、[1]経済成長、[2]貿易自由化、[3]途上国支援の3点に貢献すること（OECDの三大目的）であり、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前（約1カ月前）の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政担当大臣とともに出席している。

(1) 閣僚会議の概要

2007年5月15日～16日、フランス・パリにおいて、O

ECD加盟国（30カ国）の閣僚等により議論が行われた。

我が国からは、甘利経済産業大臣（当時）、浅野外務副大臣（当時）、大村内閣府副大臣（当時）が出席した。

今次閣僚理事会は、「イノベーション：成長と衡平に向けたOECDの新たな課題」を主要テーマとして（ア）イノベーションと成長、（イ）貿易、（ウ）グローバル化、成長と公平、（エ）マクロ経済、（オ）拡大と関与強化等のセッションが行われた。甘利経済産業大臣は、イノベーションと成長及び貿易のセッションに出席し、副議長として議長国スペインを補佐し、議論をリードした。

本件の成果文書は、議長総括の形で発表された。

(2) 各セッションの概要

(ア) イノベーションと成長

事務局から「OECDイノベーション戦略」の策定が提案され、本戦略の策定開始が決定された。甘利経済産業大臣は、本戦略の策定に強い支持を表明するとともに、策定上の重要なテーマとして次の3つのプロジェクトの開始を提案し、資金面を含めて積極的な貢献を行う用意があることを表明した。

(A) イノベーションフレンドリーなビジネス環境の整備

(B) エコイノベーション・ロードマップの策定

(C) ソフトウェア分野のイノベーションに関するプロジェクト

これらのプロジェクトは各国からの賛同を得て、議長声明に明記された。

(イ) 貿易

本セッションでは、開かれた多角的自由貿易体制の維持・発展への課題に加え、ドーハ・ラウンドの役割について議論された。甘利経済産業大臣は、世界規模での貿易自由化と実効性ある紛争処理と結びついた通商ルールの確立について、二国間・地域における経済連携がWTOの機能を代替することが不可能であることから、WTO体制の維持・発展を図ることは最重要課題であるとして、ドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて精力的に交渉を進める必要性を強調した。また、当面のドーハ・ラウンドだけでなく中長期的課題への対応も必要であるとの認識の下、OECDには中期戦略の策定などの貢献を期待するとした。

(ウ) グローバル化、成長と公平

参加国は、グローバル化は経済成長の主要なエンジンで

あるが、同時に調整の困難（開放された市場により新たな雇用が創出される一方で、競争力の無い分野で失業が生じる等）が起こり得るとの見解で一致した。また、グローバル化のメリットを国民一般に伝えることや、職業訓練や生涯学習を含む人的資源及び技能への投資が重要であることを確認した。さらに、OECDに期待する役割としては、グローバル化の痛みへの対応について各国のベストプラクティスを広めることなどをあげた。

(エ) マクロ経済

参加国は、全体的な景気回復、ヨーロッパにおける失業率の減少、アジアの持続的な経済の拡大を歓迎した。また、米国の景気減速は住宅市場における調整を反映しており、経済の他の部門には波及していないとの見方で一致した。日本に対しては更なる利上げは慎重にすべきであり、デフレ脱却が確認できてからにすべきとの指摘が出された。

(オ) 拡大と関与強化

本セッションでは、ロシア、チリ、エストニア、イスラエル、スロベニアとの加盟協議を開始すること、ブラジル、インド、インドネシア、中国、南アフリカとの関与強化（将来の加盟の可能性を視野に入れる）を進めること、地域的協力関係強化の優先地域として東南アジアを指定することが決定された。また、拡大後のOECDが持続可能な財政基盤を持つようにするための財政改革を2008年閣僚理事会までに決定することとした。

(3) WTO非公式閣僚会合結果

OECD閣僚理事会のために主要閣僚が集まる機会を捉え、我が国は、G6閣僚会合及び7つの主要途上国との会合を主催し、また、豪州主催のWTO非公式閣僚会合に参加するとともに、ラミーWTO事務局長とのバイ会談を実施。これらの一連の会合を通じ、非農産品市場アクセス、サービス、ルール等の幅広い交渉分野について議論を深めるとともに、交渉の早期妥結に向けて我が国の真摯な姿勢を示した。

5. APEC（アジア太平洋経済協力）

1989年に発足したAPECは、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みであり、発足時には12カ国であった参加メンバーは拡大し、2008年3月現在では、21カ国・地域による経済連携となっている。

APECは他の地域の統合と異なり、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、NAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）諸国、ASEAN7カ国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2008年3月現在のAPECメンバー

（＊は発足時の12メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン＊、インドネシア＊、マレーシア＊、タイ＊、シンガポール＊、ブルネイ＊、ベトナム）
- ・米州（米国＊、カナダ＊、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（豪州＊、ニュージーランド＊、パプア・ニューギニア）
- ・その他（日本＊、韓国＊、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

5. 1. 首脳会議

首脳会議は、APEC参加国・地域首脳が参集し、経済問題に関して幅広い見地から自由に意見交換を行うものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。米国のクリントン前大統領の提唱により、1993年11月に初めて米国シアトルで開催された。

(1) 第15回APEC首脳会議

2007年9月8日から9日にかけて、豪州のシドニーにて、首脳会議が開催された。我が国からは安倍総理大臣（当時）（以下、安倍総理と略す。）が出席し、経済問題、安全保障、気候変動など幅広い分野について意見交換が行われた。成果文書は、[1]「APEC首脳会議・首脳宣言」、[2]「気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言」、[3]「WTO交渉に関する声明」、[4]「地域経済統合に関する報告書」の4つ。

(ア) 気候変動とエネルギー安全保障

気候変動に関する各国の認識、独立宣言文の評価、今後の課題について各国首脳が発言し、「気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言」を採択した。2030年までに域内のエネルギー効率を少なくとも2005年比で25%向上させるという努力

目標を盛り込むこととなった。

安倍総理からは、[1]独立宣言の評価、[2]美しい星 50、[3]森林保全に関する発言を行った。[1]では、APEC エネルギー大臣会合で合意された自主的なエネルギー効率目標・行動計画の策定とその進捗状況をモニターするピア・レビュー・メカニズムの導入に言及。[2]では、「安倍三原則」及び我が国の支援の取組の紹介を行った。

APEC 各国・地域からは、国連における取組の重要性、共通だが差異のある責任、各国の事情に合わせた更なる努力の必要性、独立宣言に含まれている原則（包括性、柔軟性、多様性、技術の重要性、エネルギー効率等）に言及する意見が多く出た。

(イ) WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA)

WTO ドーハ・ラウンド交渉の重要性にかんがみ、首脳レベルでの独立宣言である「WTO 交渉に関する声明」を採択した。

安倍総理からは、[1]DDA 交渉の促進・妥結に向けて首脳レベルでWTO に関する独立宣言を出すこと、[2]年内妥結のために7月の農業・NAMA 交渉議長テキストをベースにジュネーブで交渉を進めることが重要である旨発言した。APEC 各国・地域からも、同様の趣旨の発言があった。

(ウ) 地域経済統合

2007 年の APEC 首脳会議で首脳が検討を指示した「地域経済統合に関する報告書」が報告され、承認された。

首脳宣言では、「投資協定を作る際の指針の策定を行うことを目的として、二国間の投資協定や既存の自由貿易協定の投資に関連した中核的要素の研究に着手する」という、APEC での投資協定の可能性の検討に向けた文言が盛り込まれた。

安倍総理は、報告書については、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）という長期的な展望を持ちつつ、貿易円滑化、投資、知的財産権等の分野での更なる自由化・円滑化の具体的な手段が提言されていることを評価する発言を行った。

多くの首脳から、報告書を高く評価する意見が出された。また、地域経済統合はWTO・DDA 交渉を補完し、漸進的に進めていくべきこと、2008 年には進捗状況を報告すべきとの指摘がなされた。

(エ) 構造改革

首脳宣言では、APEC の構造改革実施のための首脳の課題 (LAISR) に基づき構造改革の取組を強化することを歓迎するとともに、2008 年に構造改革に関する閣僚レベルの会合を開催することに合意した。

安倍総理からは、構造改革に向けた取組として、アジア・ゲートウェイ構想やAPEC の枠組みの下でLAISR の取組を推進するとの発言を行った。

各国首脳からは、貿易や取引に影響を与える国内制度に対する構造改革の取組を強化していくべきとの意見が出された。

(オ) APEC 改革

安倍総理からは、「APEC 事務局へのポリシー・サポート・ユニット設置を豪州と共同で提案しており、APEC 事務局長職の期限付専任化を含む一連の改革案を支持する」との発言を行った。

各国首脳からも、APEC 改革に向けた取組を支持する発言が相次ぎ、首脳宣言では、拠出金の増額、ポリシー・サポート・ユニットの設置、APEC 事務局長職の期限付専任化に関する閣僚の決定事項を首脳が歓迎する旨盛り込まれた。

(カ) 人間の安全保障

安倍総理からは、生物・化学テロへの対応策、マラッカ海峡での海上テロの防護、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題の解決等の課題について言及した。

各国首脳により、テロ対策・不拡散問題、感染症対策、災害への備え等の様々な取組に対する議論が行われた。

(キ) 新規参加

安倍総理からは、参加メンバーの拡大を考えるのではなく、APEC を成果志向の組織とするため、当面は各般の改革に作業を集中させるべきと発言した。

他のAPEC メンバーからも同様の意見が表明され、新規参加モラトリアムは日本が主催国となる2010 年まで延長されることになった。

(ク) 今後の主催国

米国が2011 年、ロシアが2012 年におけるAPEC の主催国となることを表明して歓迎され、首脳宣言にも盛り込まれた。今後の主催国は、ペルー(2008)、シンガポール(2009)、日本(2010)、米国(2011)、ロシア(2012)となる予定。

5. 2. 閣僚会議

(1) 第19回APEC閣僚会議

2007年9月5日から6日にかけて、豪州のシドニーにてAPEC閣僚会議が開催され、我が国からは甘利経済産業大臣及び町村外務大臣（当時）が出席した。主な議論は以下のとおりである。

(ア) WTO

甘利大臣から、ドーハ・ラウンドについて、[1]年内に交渉の最終局面に入ることを目指して、農業、NAMAの議長テキストに基づいて交渉を加速する旨を首脳レベルの特別声明で訴えるべきこと、[2]APECとして、貿易拡大による経済発展を重視し、NAMA交渉の進展を訴えるべきこと、を主張。結果として、ラウンドの成功に向けた力強い特別声明を発出するよう、首脳に提言することとなった。

(イ) 地域経済統合

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を含む地域経済統合を推進するために、各国・地域が取りうる効果的な方策（貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等）が幅広く盛り込まれた。

日本からは、[1]既存の経済連携協定をビルディング・ブロックとして活用すべきこと、[2]投資（APECでの投資協定の可能性）、知的財産権（特許取得手続きの支援）等を重視すべきことを提起し、報告書に盛り込まれた。

(ウ) APEC改革

我が国から、専任スタッフを雇い、貿易・投資の自由化・円滑化等について調査分析、政策提言、評価、協力を行うポリシー・サポート・ユニットをAPEC事務局に設置することについて豪州と共同提案し、承認された。その他事務局への拠出金の増額、事務局長専任化等一連のAPEC改革のパッケージが承認された。

(エ) 知的財産権

権利取得に係る取組として、各国・地域間で特許審査結果を相互に利用し、特許の簡易かつ迅速な取得を促す「特許取得手続きにおける協力イニシアティブ」が承認された。また、執行強化に係る取組として、模倣品・海賊版対策のためのガイドラインを引き続き着実に実施していくことや、水際の取り締まりの強化のため、知的財産権専門家と税関担当者との間で情報交換を開始していくことが確認された。

(オ) 投資

我が国が提示した投資自由化・円滑化に資する3つの柱（[1]APECでの投資協定の可能性の検討、[2]官民対話の枠組みの強化、[3]キャパシティ・ビルディングの推進）の提案を踏まえ、投資円滑化行動計画（IFAP）を2008年の貿易担当大臣会合までに策定することが合意された。投資協定の可能性の検討については、まずは既存の投資協定を研究・分析し、今後この地域で投資協定を作る際の指針の策定を行っていくこととされた。

(カ) 地域貿易協定、自由貿易協定（RTAs/FTAs）

APEC域内のFTA交渉の参考文書となるFTAModel措置の重要性を確認するとともに、新たに3分野（電子商取引、原産地規則（ROO）、衛生植物検疫措置（SPS））のモデル措置が承認された。（2005年以来、合計10分野で合意。）

5. 3. 分野別大臣会合

(1) 貿易担当大臣会合

2007年7月5日から6日にかけて、豪州のケアンズで貿易担当大臣会合が開催された。我が国からは甘利経済産業大臣及び浜田外務大臣政務官（当時）が出席。

会合では、多角的貿易体制の強化、地域経済統合、APEC改革等について議論。今次会合の成果として議長声明、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉に関する閣僚による特別声明及びAPEC貿易円滑化行動計画2（TFAP2）が発出された。

(2) エネルギー大臣会合

2007年5月29日に豪州のダーウィンにおいて、第8回エネルギー大臣会合が開催され、我が国からは渡辺経済産業副大臣（当時）が出席。

会合では、クリーンなエネルギー開発の推進や省エネルギーの推進等について議論。我が国からは、[1]セクター別の省エネ指標を活用した省エネ目標・行動計画の策定、[2]省エネ目標・行動計画の進捗よく状況をモニターするためのAPECエネルギーピアレビュー制度の導入、を提案。いずれも共同声明に盛り込まれ、APEC首脳に報告されることとなった。

6. ASEM

ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting、以下、「ASEM」と略す。）は、東アジア諸国（ASEAN 10 カ国（※）及びASEAN事務局、日本、中国、韓国、インド、モンゴル、パキスタン）及びEU加盟各国（27 カ国）と欧州委員会が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996 年に設立された。首脳会合が2年に1度開催されるほか、経済分野では経済閣僚会合、貿易と投資に関する高級実務者会合（SOMTI：Senior Official Meeting on Trade and Investment）などが従来から開催されている。

2007 年 10 月 30 日～31 日には、第 1 回中小企業大臣会合が中国・北京にて開催され、アジアと欧州の両地域における域内中小企業振興に向けた協力のあり方等についての議論を行い「ASEM域内中小企業に係る協力強化に関する北京宣言」が採択された。

貿易円滑化に関しては、非関税障壁を削減し、アジアと欧州間の貿易を促進するため、税関手続、基準・認証等の 8 分野を優先項目として定め、それぞれの分野について貿易円滑化行動計画（TFAP：Trade Facilitation Action Plan）を作成している。

また、個別目標の具体化のため、分野ごとに会合・セミナー等が開催されている。投資に関しては、アジア・欧州間の投資交流促進のため、投資促進行動計画（IPAP：Investment Promotion Action Plan）を作成している。

※ASEAN10 カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス）

各国別の取組

1. 日・アジア大洋州関係

1. 1. 日中関係

(1) 戦略的互恵関係

2006 年 10 月に日中双方で発表した「日中共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互恵関係」（戦略的互恵関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、様々な戦略的互恵関係構築のための取組が進められている。2007 年 4 月には、温家宝国務院総理が来日し、その際、経済産業省と国家発展改革委員会との間の

「日中間のエネルギー分野における協力強化に関する共同声明」や経済産業省と国家質量監督検閲検疫総局との間の「製品安全、認証・標準化活動に係る協力に関する覚書」が合意に至った。また、2007 年 9 月には、第 2 回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが北京で開催され、日中間の省エネルギー・環境協力が具体的に進展した。

(2) 経済貿易関係

我が国において中国は、2006 年以降、最大の貿易相手国となっている。中国からみて、2004 年以降、我が国は EU、米国に次ぎ第 3 位の貿易相手国（貿易総額ベース）である。

日中国交正常化以来 30 年間で、日中貿易総額は 100 倍になった。1991 年～2001 年の 10 年だけでも約 4 倍となっており、2007 年の日中貿易総額は過去最高の 2,366 億ドル（12.0%増）となった。

我が国からの対中投資は、2005 年をピークに減少傾向にあり、2007 年は、実行額（24.6%減）、契約件数（23.8%減）、について、軒並み減少している。また、我が国の対中投資の特徴としては、製造業が約 8 割を占めており、特に、電子機械と輸送機械で半数を占めている。

日中間の経済貿易関係が緊密化し、戦略的互恵関係構築のための一層の努力が必要とされる中、従前より経済産業省が行ってきた商務部及び国家発展改革委員会との間の次官級定期協議等に加え、2007 年 4 月には日中両国の複数の閣僚が参加する閣僚級対話である日中ハイレベル経済対話（HED）の創設に合意した。HED の第 1 回会合は、経済産業大臣、外務大臣、財務大臣等の出席の下、2007 年 12 月に北京で開催された（中国側からは副総理、国家発展改革委員会主任、外交部長、財政部長等が出席）。同会合ではマクロ経済、省エネルギー・環境、貿易・投資、国際的経済問題等について幅広く議論され、成果文書である「プレス・コミュニケ」が発表された。

(3) 投資貿易環境上の諸課題

(ア) 知的財産権侵害問題

日本製品に係る知的財産権侵害（模倣品・海賊版流通）が深刻であり、中国国内での流通のほか、第三国に輸出される模倣品・海賊盤の拡散、模倣品・海賊盤の製造・販売の巧妙化が問題となっている。

中国に対しては、現場レベルでの取締及び水際規制の強化、法制面の執行（エンフォースメント）確保を要請することが不可欠であり、このような観点から、2002年12月より、我が国政府と産業界における業種横断的取組である「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF：International Intellectual Property Protection Forum）」が連携し、中国の知的財産権保護に関係する政府機関に対して、模倣品問題の解決に向けた制度面及び運用面の改善を要請している。2007年9月には、第5回目となるミッションを派遣した。また、第1回HEDにおいても、知的財産権保護の重要性が日中間で共有され、今後、日中間で協力して、知的財産権保護を進めていくための協議を行っていくことで一致した。

（イ）法制度の運用改善

日中間の経済貿易関係を維持・拡大するためには、中国国内の法制度の運用改善（透明性向上、事前予見性向上等）を図る必要があり、そのために日中間で協力を強化する必要がある。第1回HEDにおいて、日本側は法制度の運用に関する共同研究や地方レベルの官民対話の強化を提案しており、今後、これらの取組の具体化に向け、中国側との協力を強化していく。

1. 2. 日韓関係

2003年12月第1回目（ソウル）の経済連携交渉の開始後、2004年11月まで6回の交渉が行われた。「包括的・実質的な自由化、相互利益の拡大、WTOルールとの整合性」という基本原則の下、物品の自由化のみならず、投資・サービス分野の自由化、知的財産権の保護など幅広い分野をカバーする交渉内容となっている。

第6回目の交渉以降、韓国側は日本の農水産品の関税譲許率について不満を示し、政府間交渉は中断しているが、2008年に入り、交渉再開に向けた動きがみられている。2008年2月の日韓首脳会談において、両首脳は日韓EPA交渉再開を検討して行くことで合意した。日韓EPAは、今年2月の首脳会談で合意された「日韓新時代」を象徴するものであるほか、二国間の貿易・投資の拡大、両国の国際競争力の強化、東アジア地域の経済連携の促進など多面的な意義があることから、早期の交渉再開が望まれる。

1. 3. 日台関係

2001年10月のAPEC閣僚会合の場での平沼経済産業大臣（当時）と台湾経済部（経済産業省に相当）の林信義経済部長（当時）との会談において、日台間のFTA（自由貿易協定）について日台FTAの可能性、メリット・デメリットについての研究を民間ベースで行うことについて合意した。これを受けて、2002年6月、日台財界による東亜経済人会議の日本側・台湾側それぞれの委員会で日台FTAについての検討が開始された。

その後、「知的財産権」、「基準認証」、「投資」を優先検討分野として日台双方の経済界を主体とした民間ベースの議論が行われているところである。

1. 4. 日モンゴル関係

2006年のモンゴル建国800周年を機に、2006年8月に小泉総理がモンゴルを訪問し、2007年2月にエンフバヤル・モンゴル国大統領が訪日するなど、両国首脳をはじめ日蒙間の人的交流が盛んになっている。

2006年2月のエンフバヤル大統領が来日した際には、首脳間において「共同声明」及び「日モンゴル間における今後10年間の行動計画」が発表された。

2007年11月、「日モンゴル間における今後10年間の行動計画」に基づき「第1回日モンゴル貿易投資官民合同協議会」が東京で開催された。

1. 5. 日中韓関係

2001年11月の日中韓首脳会談において、日中韓経済貿易大臣会合の設置が合意され、2002年のブルネイ、2003年のプノンペン、2004年のジャカルタ、2006年のフィリピン・セブ島に続き、2007年にシンガポールにて開催された。会合では三カ国の経済貿易大臣が、日中韓投資協定交渉の促進、日中韓FTA民間共同研究の継続、気候変動・標準化等の三国間における様々な課題等について活発な意見交換を行った。

また、2004年11月の日中韓首脳会合で合意された「日中韓三国間協力に係る行動戦略」に基づき設置された「日中韓投資に関する法的枠組み政府間協議」及び「同ビジネス環境改善政府間メカニズム」が2005年5月より開催されている。日中韓投資に関しては、2006年12月に行われた日中韓経済貿易大臣会合にて、経済大臣間では早期に正式交渉入りすべきとの立場で一致し、三カ国の首脳に進言

することで合意された。この会合結果を踏まえ、2007 年 1 月の日中韓首脳会談において三カ国首脳は「日中韓投資協定の正式交渉入り」を合意し、同年 3 月に東京で第 1 回、7 月に韓国・済州島で第 2 回、11 月に中国・海南島で第 3 回、2008 年 3 月に東京で第 4 回交渉会合が開催された。また、交渉会合の開催に合わせ、日中韓投資に関するビジネス環境改善政府間メカニズムも開催された。日中韓投資協定は、日中韓三国間に法的義務を伴う投資環境の改善に資する制度的枠組を構築すること、ビジネス環境改善メカニズムは実際に投資環境の改善に繋がるような具体的個別の措置実施を促すアクション・アジェンダの作成・公表とその後のフォローアップを目指すものであり、投資環境改善のためには双方の存在が不可欠である。

1. 6. 日インド関係

I T 産業を始めとするサービス業や製造業を中心に経済成長目覚ましいインドは、B R I C s の中でも特に成長が期待される国。こうした中、近年、我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

(1) 安倍総理のインド訪問と日印共同宣言(2007 年 8 月)

「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」がマンモハン・シン首相との間で署名された。

(共同声明のうち主なもの)

(ア) 日印 E P A 交渉

- ・可能な限りの早期に交渉を終えることを目標。

(イ) 「日印特別経済パートナーシップ・イニシアティブ (S E P I)」の促進

- ・幹線貨物鉄道輸送力強化計画 (D F C) の実現に向けた協力を継続。
- ・「デリー・ムンバイ間産業大動脈 (D M I C)」構想の進展、プロジェクト開発基金設立に向けた協力を推進。
- ・ジェットロとインド側カウンターパートによる取組を評価等。

(ウ) ハイテク貿易

- ・両国による対話の継続を確認。

(エ) 日本型預託証券 (J D R)

- ・インド民間セクター発展のための J D R を検討。

(オ) マルチにおける協力

- ・東アジア E P A 構想や東アジア・A S E A N 経済研究

センター (E R I A) 等、東アジアサミット加盟国間の経済連携・経済統合をと共に推進

(カ) W T O 交渉の早期妥結に向けた努力

(2) デリー・ムンバイ間産業大動脈 (D M I C) 構想

デリー・ムンバイ間産業大動脈 (D M I C) 構想とは、我が国を始めとする海外直接投資及びインドの輸出を促進するため、デリーとムンバイ間 (約 1,500km) の工業団地と港湾を貨物専用鉄道・道路で結び付け、一大産業地域とする日印共同のプロジェクト。

対印貿易・投資のボトルネックとなっているインフラ未整備問題を解決する画期的なプロジェクトとして、我が国産業界からの期待は大きい。

なお、当該地域においては、今後 5 年間 (第 1 フェーズ期間) に雇用潜在力を 2 倍に、工業生産量を 3 倍に、輸出量を 3 倍にするという目標が明記されている。

2006 年 12 月にシン首相と共に来日したカマル・ナート商工大臣と甘利経済産業大臣との間で、次官級会合で具体化を進めることに合意。その後 4 回の次官級会合を開催した。

2007 年 8 月の安倍総理訪印時には、[1]次官級会合のコンセプト・ペーパーの作成準備を含む進捗を歓迎し、[2]プロジェクト開発ファンドの設立に向けた緊密な協働を確認した。

1. 7. 日・A S E A N 関係

我が国経済と A S E A N 経済との相互発展、相互依存関係の一層の深化・拡大を図るために、様々な取組を実施している。A S E A N 各国の経済閣僚 (A E M : A S E A N Economic Ministers Meeting (A S E A N 経済大臣会合)) と我が国の経済産業大臣 (M E T I) で構成される「日・A S E A N 経済大臣会合 (A E M - M E T I)」では、日・A S E A N 経済連携の検討を中心に、エネルギー協力、知的財産権といった国際経済問題の意見交換、日・A S E A N 間の経済連携を推進するための協力イニシアティブ (具体的には、[1]貿易・投資連携強化支援、[2]競争力強化支援・産業協力、[3]A S E A N 新規加盟国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) 支援の実施等、幅広い経済・産業問題について経済閣僚レベルの活発な議論を行っている。この会合は、1992 年から 14 回 (原則毎年) 開催されている (2008 年 9 月末現在)。

また、同会合で示された方向性に基づき、ASEANワイドでの具体的な経済・産業協力の実施のための議論を行う場として、1998年に「日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC：ASEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee）」が設置された。委員会は経済閣僚級会合であり、日・ASEAN経済大臣会合と合同で開催され、これまでに10回開催されている。委員会では、[1]ASEAN競争力の強化、[2]産業協力の推進、[3]ASEAN新規加盟国支援の三本柱をその目的に掲げ、特定の協力分野に関する8つのワーキンググループを設置し、人材育成グループにおける中核的人材育成機関（COE：Center of Excellence）包括プログラム、自動車ワーキンググループにおける裾野産業発展のための専門家派遣プログラム等、様々な協力プロジェクトを形成・実施している。

(1) 第14回日ASEAN経済大臣会合（2007年8月 フィリピン）

本会合では、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）について、その大筋合意を確認し、11月の日ASEAN首脳会議までに妥結すべく議論を進めることで合意した。

また、東アジア構想については、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）に関し、その11月の東アジアサミットまでの設立に合意するとともに、ASEAN+6包括的経済連携（CEPEA）民間研究の進捗状況について報告が行われた。

(2) 第3回日CLMV経済大臣会合（2007年8月 フィリピン）

本会合では、主に経済特区整備について議論を深め、その重要性について認識が共有された。また、「天然ゴム産業開発支援」、「物流整備支援」、「企業家育成支援」、「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）による人材育成のためのパイロット・プログラム」及び「ヤング・リーダーシップ・プログラム」といった各種協力プロジェクトの進展についても留意し、今後、日CLMV間の経済協力を更に強化していくべきとの見解で一致した。

1. 8. ASEAN+3（日中韓）の取組

ASEAN創設30周年を迎えた1997年に、ASEANと北東アジア諸国との対話、相互理解促進を目的として、AS

EAN諸国と日本、中国、韓国の首脳による初の会合が開催された（以降毎年開催）。1999年に開催されたASEAN+3首脳第3回会合（マニラ）では「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出され、共同声明の経済分野協力をフォローアップしていくために、ASEAN10カ国及び日中韓の経済産業大臣が一堂に会し、東アジア全体の経済・産業協力について幅広く意見交換を行う場として、日中韓ASEAN経済大臣会合が開催されている。現在、ASEAN+3の枠組みとして首脳会合のほか、経済大臣会合、財務大臣会合、外務大臣会合等が開催されている。

日中韓ASEAN経済大臣会合（AEM+3）のスキームにおいては、IT、貿易・投資、中小企業育成の3分野について優先して協力していくこととなっており、これまで数多くの協力プロジェクトを選定・実施する等、東アジア経済協力を積極的に推進している。

(1) 第10回日中韓ASEAN経済大臣会合概要（2007年8月 フィリピン）

日中韓ASEANにおける将来の経済協力の方向性に関し、「東アジア協力のための第二共同声明」について活発な議論が行われ、同声明の今後の東アジア地域の協力の方向性を示すものとしての重要性につき、確認した。

このほか、東アジアFTA（EAFTA）フェイズ2専門家研究について、韓国より進捗報告があり、東アジア地域への拡大に向けて、ASEAN+1の締結を優先させる必要性につき、確認がなされた。

また、個別の経済協力プロジェクトについて、その進捗報告及び、レビューを行った。

1. 9. ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組

東アジア地域における経済関係が、ASEANを中心として一層深化する中、2006年8月の日ASEAN経済大臣会合及び日中韓ASEAN経済大臣会合の場で、二階経済産業大臣（当時）から、東アジアにおける経済連携を外に開かれた包括的なものにすべく、ASEAN及び日中韓に加えて、インド・豪州・ニュージーランドを入れた16カ国での経済連携（CEPEA）構想を発表し、同経済連携に関する民間専門家研究会の開始について提案を行うと同時に、ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6の東アジアにおける経済統合に資する知的貢献を行う機関として、東アジア・ASEAN経済研究センター（ER

I A) の設立の提案を行い、第3回東アジアサミット(EAS)に報告された。

現在は、CEPEAの民間専門家研究会の実施、ERIAの設立に向けた取り組みを通じ、本構想はその実現に向けて着実に進展している。

2. 日米関係

安倍総理大臣は、ブッシュ大統領と2007年4月27日に日米首脳会談を実施した。福田総理大臣については、2007年11月16日、初の外国訪問先として米国を訪問し、ホワイトハウスにて日米首脳会談を実施した。

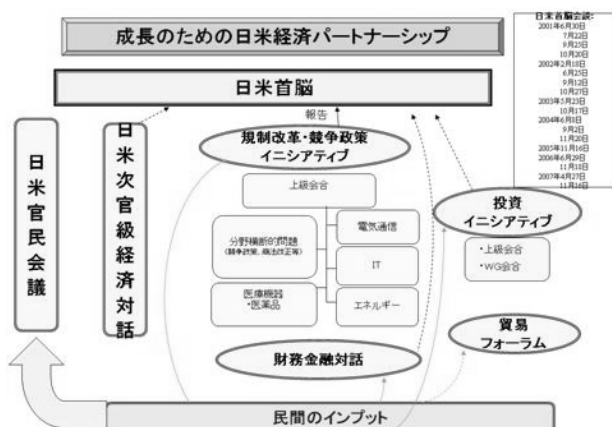
福田総理大臣とブッシュ大統領との日米首脳会談では、日米同盟の強化で一致するなど日米関係を中心に幅広い分野について意見交換が行われた。また、経済関係では、WTOドーハ・ラウンド交渉、気候変動問題等について、意見交換が行われた。

2. 1. 日米経済関係の枠組み「成長のための日米経済パートナーシップ」

経済分野での日米協力・対話の場として、2001年6月30日に米国のキャンプ・デービッドで行われた小泉総理大臣とブッシュ大統領による日米首脳会談において「成長のための日米経済パートナーシップ」が合意され、日米次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムが設置された。

日米両国の更なる経済活性化のために、規制改革や投資促進などの重要課題への取組を進めている。

(参照図：成長のための日米経済パートナーシップ)



(1) 日米投資イニシアティブ

日米投資イニシアティブでは、経済産業省及び米国商務省が共同議長となり、日米両国が相互の対内直接投資のための環境改善を意図する法令改正、規制撤廃等の措置を通じたビジネス環境整備について議論する。

2007年9月12日に大阪において公共プログラムである日米投資交流セミナーを開催した。本プログラムは米国企業による地域への投資促進を図るため、地域の特徴をPRするとともに、対日直接投資が地域の経済に果たす役割について理解を深めるものである。今回のセミナーでは米国中西部州副知事と関西自治体首長によるベストプラクティスの交換、関西へ進出した米国企業及び米国に進出した関西企業の成功事例紹介のほか、知事に同行した米国企業、関西への2次進出に関心を持つ在日外資系企業と関西企業との交流を行った。

2007年6月6日に、日米両政府は2006年～2007年の日米投資イニシアティブ2007年報告書を取りまとめ、同時期の日米首脳会談の際、公表した。報告書には日本側関心事項として、査証・領事事項手続等の改善、貨物のセキュリティ、エクソン・フロリオ条項について記載された。一方、米側関心事項として、国境を越えたM&A、教育(外国大学の日本校を我が国学校教育制度に接続し、単位の互換等を行う)、労働法制(確定拠出年金制度の見直し)等について記載された。

2007年10月に米国ワシントンD. C. 及びマイアミにおいて対日投資シンポジウムを行った。同シンポジウムでは、サービス産業やICT産業に従事する北米企業が参加し、対日投資を実現した企業からは自社の経験を通じた投資先としての日本の魅力について、そして、これから進出しようという米国企業からは日本市場参入にあたってのパートナーとのタイアップや市場情報収集の重要性についてスピーチやパネルディスカッションを行った。

2007年10月23日及び2008年3月17日の2回にわたり、日米投資イニシアティブWG会合を行った。同WG会合では、これまでの両国関心事項に加え、悪化しつつある国際投資環境の影響及びオープンな投資施策の再確認に関して議論を行ったほか、国家安全保障に係る対内直接投資について規制を行う際に各国で採用する原則と手続に関して議論を行った。また、両国の投資協定の内容についての情報交換も引き続き行った。

これらの議論は、2007 年～2008 年の投資イニシアティブに関する 2008 年報告書として、日米両首脳に報告された。

(2) 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ

日米規制改革及び競争政策イニシアティブは、規制改革及び競争政策に関する両国の分野別及び分野横断的な問題に取り組むことにより、両国の経済成長を促進することを意図している。本イニシアティブは、1997 年 6 月 19 日の日米両国の共同声明によって設置された「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものであり、特に規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善における進展を認識し、重要な改革が行われつつある主要な分野及び分野横断的な問題につき議論するものである。

2007 年 6 月 6 日に日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する 6 年目の報告書を公表した。この報告書には、電気通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法・司法制度改革、透明性、貿易関連の政府慣行、民営化、流通等の主要な分野における改革等が盛り込まれた。

また、2007 年 10 月 18 日に、東京にて同イニシアティブにおける日米双方の 7 年目の要望書を交換し、7 年目のサイクルを開始した。

2. 2. 通商問題

(1) バード修正条項に基づく分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 カ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月上級委員会において WTO 協定違反であるとの判断が示され、是正の勧告がなされた。しかし、米国による同条項の改廃が行われないうまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 カ国・地域は対抗措置に係る承認を受けた。翌 2005 年 5 月に EU 及びカナダが、8 月にメキシコが、9 月に我が国が対抗措置を発動した（我が国はベアリング、鉄鋼等 15 品目に 15% の追加関税賦課）。

2006 年 2 月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかしながら、同法には 2007 年 10 月 1 日までに通関した產品に係る税の分配が定められており、実際には、分配が今後も一定期間継続されることとなっている。

経過規定により分配が継続される限りは、WTO 協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。かかる状況を踏まえ、我が国は、2006 年 9 月及び 2007 年 9 月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長することとした。

しかし、米国は、2007 年 12 月にも、経過規定に基づく分配を行った。日本の產品に係る分配額は、前年度に比較して減少したものの、依然として 2,291 万ドル（約 27.3 億円）にも上った。

我が国は、日米規制改革イニシアティブや DSB 会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めてきたところである。

今後も引き続き他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し、速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけて行く。

(2) ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング（AD）手続において、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、もって產品全体のダンピング値幅を人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用し、AD 税率を不当に引き上げている。ゼロイングによるダンピング値幅の算定手法は、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

そのため、我が国は、2004 年 11 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、米国による AD 措置の個別ケースに対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）が WTO 協定に違反する旨の主張を行った。

2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。我が国は、2007 年 2 月、経済産業省から米国通商代表部及び商務省に次官級に対して、履行すべき内容のリクエストを送付したほか、EU 等

とも連携しつつ、米国との間で履行のための協議を継続してきた。しかしながら、是正勧告の履行期限（同年12月24日）までに、米国が十分な措置を採らなかったため、我が国は2008年1月10日、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTOに対し対抗措置承認申請を行った。その後、米国はDSB会合において、実際には韓国の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと強弁したため、同年3月10日に、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて、履行確認パネルの設置要請を行う方針を決定した。

引き続き我が国は、米国に対し、紛争解決手続とDDAルール交渉の2つのトラックで、ゼロイングの廃止を求めていく方針である。

3. 日欧・日露関係

3. 1. 日欧関係

欧州連合（EU）は、2008年3月現在27カ国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の約3割を占める規模となり、「ヒト」「モノ」「カネ」の自由な移動が目指された単一市場が形成されるとともに、現在15カ国が通貨統合に参加するに至った。共通の農業政策・外交安全保障政策などを持つこの一大経済圏は、民主主義と市場経済という基本的価値観を共有しつつ米国に並ぶ対極に成長している。

このような状況の下、EUは、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国がEU及びEUを構成する諸国との間で戦略的な関係を構築していくことは、重要である。

また、EUの東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

(1) 日・EU定期首脳会議、日・EU規制改革対話

日・EU定期首脳会議、日・EU規制改革対話が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。2007年6月の第16回日・EU定期首脳協議は、国際社会における日・EU共通の課題につき首脳レベルで率直な意見交換が行われ、多くの分野で認識の一致をみたことにより、今後の日・EU協力に弾みをつける機会となっ

た。

(ア) 第16回日・EU首脳会議（日・EUサミット）結果概要

2007年6月5日、ベルリンにおいて、第16回日・EU定期首脳協議が開催された。我が国からは、安倍総理大臣（当時）、EU側からは、アンゲラ・メルケル・ドイツ連邦首相（欧州理事会議長）、ジョゼ・マヌエル・バローゾ欧州委員会委員長が出席した。今次協議では、国際社会の反映、平和と安全のために協力するグローバルパートナーとしての日・EU関係を一層発展させることを両首脳間で確認した。特に、気候変動/エネルギー問題については、主要排出国の参加が確保された2013年以降の枠組み作りに向けて指導力を発揮し、世界全体の排出量を2050年までに半減またはそれ以上削減することで一致した。また、排出削減・エネルギー効率向上のための技術の開発及び移転の重要性を共有するとともに、エネルギー安全保障に関する協力を強化していくことを確認した。

WTOに関しては、ドーハ開発アジェンダ（DDA）を成功裏かつ迅速に妥結することが極めて重要であることを確認するとともに、日・EUは、野心的でバランスのとれた包括的な合意に達するために緊密な協力を継続することを確認した。

また、日・EU経済関係の強化のために、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの政策提言を高く評価するとともに、日欧産業協力センターの活動の重要性を共有した。

(2) 日・EU間の産業政策・産業協力に関する政府間協議

1993年1月、森通商産業大臣（当時）とバンゲマン欧州委員会副委員長（当時）の合意に基づき「日・EU産業政策・産業協力ダイアログ」が設置された。ここでは産業政策及び日欧間の産業協力の進展をレビューするとともに、個別業界間協力の環境整備及び推進のために、情報・意見交換が行われている。経済産業審議官及び欧州委員会企業産業総局長を共同議長とし、原則年1回、東京又はブラッセル（ベルギー）において交互に開催されている。なお、ダイアログ内のワーキンググループとして、バイオワーキンググループ、基準認証ワーキンググループ、環境ワーキンググループが置かれており、別途課長級による議論が行われている。

また、1987年に日欧間の産業協力を促進するため、「日欧産業協力センター」を設立し、研修、情報提供等を行っている。

さらに、日欧産業界の対話・行政当局への提案の場として、1999年に「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」が設立され、政府としても日欧間における民間のイニシアティブに対し積極的な参加が重要であることから、発足当初から、日欧とも閣僚クラスが会合に出席している。

(ア) 第9回日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル会合概要

2007年6月3日、4日に第9回日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンド・テーブル（BDR T）がベルリンにおいて開催された。第1日目には提言取りまとめのための討議が行われ、また第2日目には官民合同セッションが開催され、山本経済産業副大臣（当時）が出席した（他の官側参加者は、フェアホイゲン欧州副委員長、松島外務大臣政務官（当時）等）。山本経済産業副大臣からは、近年の激動するグローバル経済の中で、日・EU間のイノベーション分野での促進・協力が必要であることを述べた。また、その促進のためには、知的財産権の適切な保護、模倣品・海賊版の拡散防止のための取組や国際的な特許制度の調和などの国際連携の必要性について述べた。さらに、日本と欧州とが協力すべき分野として、エネルギー・気候変動問題を取り上げ、排出削減に向け、米国、中国、インドといった主要排出国の参加が得られること、技術開発等を通じて経済成長と両立できること、各国の事情に配慮した多様なアプローチを可能とすることを述べた。民間会合（官側出席なし）では、ワーキングパーティーの報告とともに、日・EU間の新たな経済関係の構築に向け、従来の関税を中心としたF T A / E P Aを越えた、E I A（日欧経済統合協定）の可能性について、研究会を設置することを含む政策提言が取りまとめられ、日・EU両首脳あてに手交された。

(イ) 第9回BDR T提言の主な内容

(A) 貿易・投資

- (a) 日・EU経済統合協定の可能性について検討
- (b) 事業展開への支援
 - ・ 社会保障保険料の二重払い回避
 - ・ 労働滞在許可取得手続の簡素化・迅速化

(c) 個人情報保護レベルの調和・調整

(d) 知的財産権の執行強化

(e) 特許制度の国際的調和

(f) 省エネ規制とラベル表示制度の調和の推進

(g) 税制に関する取組

- ・ 移転価格税制の執行に係る透明性と国際的共通理解の確保
- ・ 法人税率引下げ

(B) 会計・税制

(a) 日米欧の会計基準設定主体である、A S B J、F A S B、I A S Bが一体となって、コンバージェンスに取り組む。また、日・EUの証券監督当局等が積極的に関与、連携する。

(b) 市場参加者のニーズを踏まえて純利益の廃止を再考する。

(C) 情報通信技術（I C T : Information and Communication Technology）

(a) 次世代ネットワーク早期実現に向けた、研究開発等の推進と幅広い協力（標準化、遠隔医療・テレワーク等の利活用促進、企業間協業の環境整備等）

(b) I C Tの利活用によって生じる社会的課題（セキュリティ、有害コンテンツ、I P R侵害など）の解決に向けた取り組みを行う。

(c) 多機能化・高度化したI T製品の市場アクセスに対する適切な措置を行う。

(D) W T O

(a) W T O / D D Aの早期かつ成功裏の妥結に向けた日欧官民の協力強化を行う。

(E) 生命化学/バイオテクノロジー（L S & B T）

(a) 国民のL S & B T理解促進計画の策定と具体的な施策を実行する。

(b) バイオ由来製品およびバイオ燃料に係る日・EUの協力推進する。

(F) 持続可能な発展（特に地球温暖化問題及びポスト京都議定書に関し）

(a) エネルギーの効率的利活用を促進する。

(b) 脱化石燃料化（既存技術の普及促進、革新的技術開発）を行う。

(c) 環境・省エネ技術の途上国へ展開する。

(3) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(ア) 日仏関係

日仏間では、2007 年 5 月に甘利経済産業大臣（当時）が訪仏し、ボルロー雇用・労働・社会連帯大臣と知財、産業クラスター政策等について意見交換を行った。

また、2007 年 11 月にビュスロー運輸担当大臣が来日し、甘利経済産業大臣（当時）と日仏間での航空機産業の今後等について意見交換を行った。2008 年は日仏交流 150 周年ということもあり、多くの政府要人が訪日した。2008 年 2 月はラガルド経済・財政・雇用大臣が来日し、甘利経済産業大臣（当時）との間で日仏間の貿易・投資等の促進に関するイニシアティブである「イニシアティブ フランスージャポン」の立ち上げに合意した。

(イ) 日独関係

日独間では、2007 年 8 月にメルケル首相とともに訪日したドイツ政府要人、経済界と日独官民ハイレベル会合を開催し、日欧経済関係、気候変動、知財等についての意見交換を行った。

また、連邦制国家であるドイツの状況を鑑み、ノルトライン・ヴェストファーレン州首相やニーダーザクセン州、バーデン・ビュルテンベルク州の経済大臣等の訪日機会を活用し経済交流発展に関する意見交換を行った。

(ウ) 日英関係

日英間では、2007 年 11 月にハットン・ビジネス・企業・規制改革大臣が訪日し、日英・日欧経済関係、気候変動・エネルギー問題等について甘利経済産業大臣（当時）と意見交換を行った。

(エ) 日伊関係

日伊間では、2008 年 1 月に甘利経済産業大臣（当時）がイタリアに出張し国際貿易・欧州政策大臣、経済振興大臣等と会談を行い、日伊経済関係強化に関する共同ステートメントを発出した。

(オ) その他

2007 年 7 月にアイルランド、フィンランド、2008 年 1 月にノルウェー、2 月にアイスランドとの二国間経済貿易協議を開催したほか、アルバニアのベリシャ首相、スイスのクシュパン副大統領、モルドバのストラタン副首相、ノ

ルウェーのストーレ外務大臣、ウクライナのボイツン経済副大臣等の訪日機会を活用し、二国間経済関係の強化等に関する意見交換を行った。

3. 2. ロシア経済及び日露経済関係

ロシア連邦（以下、「ロシア」と略す。）は、人口約 1 億 4,200 万人（2008 年 1 月現在）。実質 GDP は 1 兆 2,896 億ドル、一人当たりの GDP は 9,075 ドル（2007 年末現在）である。石油の生産量は世界第 2 位、天然ガスについては世界最大の生産国となっている。

ロシア経済は、原油高と堅調な国内消費に支えられ、1999 年～2007 年までの GDP 成長率は、年平均 6 % 以上を記録している。ロシアの保有する豊富なエネルギー資源は、ロシア経済の強みであるが、資源エネルギー産業に大きく依存する経済構造は、商品市況と為替動向に左右されてしまう点から脆弱性を有している。

このためロシア政府は、外資導入を促進するとともに産業多様化のための経済構造改革を目指している。2005 年 11 月には、ロシア国内 6 カ所に工業生産や技術普及を中心とした経済特区を設置し、2006 年 12 月には、観光レクリエーションを中心とした経済特区をロシア国内 7 カ所に設置した。これにより、製造業や先端産業だけでなく、観光業分野の育成についても本腰を入れようとしている。

(1) 日露間の貿易・投資関係

2007 年の日露間の貿易総額は、213 億ドルを記録し、新生ロシア発足以降、過去最高を記録。2002 年からの 5 年間で約 5 倍となり、急速に発展している。近年では、ロシア国内の旺盛な個人消費に伴って、日本からの自動車輸出が急速に増大している。

2007 年度の日本からの対露直接投資額は 117 億円で、対中国の 60 分 1、対インドの 15 分の 1 の額である。両国の経済規模を考慮すると、両国間の経済関係には拡大の余地が依然として大きいと考えられる。

近年、我が国企業もトヨタ、日産等の自動車産業を始め、電機・電子、建機、金融等、幅広い分野において進出しており、ロシアへの投資意欲が高まっている。

また、2007 年 6 月の日露首脳会談の際に、安倍総理が「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」の提案を行った。今後は、極東・東シベリア地域においても、日露間の経済協力強化が期待される。

(2) 日露運輸協力に関する協議の開催

新たな日露協力案件として、シベリア鉄道の近代化等に関する二国間協力について協議を開始した。

具体的には、2007 年 7 月にモスクワ市及びニジニ・ノブゴロド市において、日露間の鉄道分野の協力に関する会議を開催し、ロシアの鉄道政策について日本企業側の関心事項に関する情報収集を行った。

2007 年 11 月に東京において、鉄道分野における日露間協力に関する第 2 回会議を開催し、[1]ロシアの鉄道政策全般、[2]貨物輸送分野におけるシベリア鉄道の発展の展望、[3]ロシアの高速鉄道建設構想に関して、意見交換が行われ、日露運輸協力の可能性を検討していく分野・課題につき必要な検討を行うため、「日露運輸協力に関する政府間作業グループ」を立ち上げることに合意した。

2008 年 3 月にモスクワ市において、「日露運輸協力に関する政府間作業グループ」の第 1 回会合を開催し、[1]民間企業間の協力を促進する方策、[2]税関手続きを含む行政障壁の軽減等両国間の貨物輸送を巡る条件の改善、[3]ロシア国内における鉄道の整備に関連する諸課題について意見交換が行われた。

4. 日・中東アフリカ諸国関係

4. 1. 湾岸産油国

(1) 貿易経済関係

湾岸産油国地域は、世界の原油埋蔵量の約 3 分の 2 を有し、かつ、我が国の原油輸入量の約 9 割を依存する最も重要な原油供給地域となっている。また、同地域は昨今の原油価格上昇を背景とする豊かな財政収入により、石油、ガス、水、電力、プラントといった多くの分野においてビジネスチャンスが見込まれる成長市場としても注目されている。

他方、湾岸産油国地域は若年層を中心とする爆発的な人口増加とそれに伴う失業問題といった将来的不安を抱えており、それらに対応するため、経済成長の追求と産業多角化の推進及びそれらを通じた雇用機会の創出を積極的に進めており、我が国に対し、投資の増大を主として技術移転、人材育成への協力を強く求めている。

石油の安定供給確保は我が国経済の持続的成長に不可欠であることにかんがみ、同地域の安定した成長と我が国

との良好な経済関係の維持・発展を図るため、同地域の社会問題解決と経済開発実現に際し、幅広い分野における協力と、日本と中東双方の人的・資本交流等を通じた戦略的な関係構築に努めている。

(2) 二国間関係

2007 年 4 月、安倍総理大臣がサウジアラビア、UAE、カタール、クウェートの湾岸産油国を歴訪。サウジではアブドラ国王、UAE ではハリーファ大統領、さらにカタールではハマド首長はじめ、それぞれの訪問国において国家元首との会談を実施。また、時期を同じく甘利経済産業大臣がサウジアラビアを訪問。アブドラ国王ほか、スルタン皇太子、ナイミ石油鉱物資源相等との会談を実施。安倍総理、甘利大臣ともに会談では、石油の輸出入にとどまらず、水資源協力、投資環境整備、新エネ・省エネルギー、人的交流支援策など、重層的な関係構築に向けた意見交換を行い、一層の二国間関係強化を図った。

4. 2. 和平地域

(1) 地域の安定と経済関係

和平地域（イスラエル及びその周辺国）は、中東地域全体の安定に重要な地域である。

また、トルコは、EU 加盟候補国であり、中央アジア及びイラクへのゲートウェイであることから、日本企業は拠点として重要視しており、日本企業の活動に支障が生じないよう、制度運用の改善を働きかけるなど様々な支援を実施した。

(2) 二国間関係

イスラエルのオルメルト首相等各国要人の訪日の機会を捉え会談を行い、二国間経済関係の強化をテーマに積極的な意見交換を行った。

4. 3. アフリカ地域

(1) 貿易経済関係

アフリカ諸国は、豊富な天然資源に恵まれており、近年は WTO 等国際社会での存在感を高めており、また、アフリカ開発問題は現在世界における重要課題となっている。我が国はこれまで一貫してアフリカ開発問題に取り組んでおり、当省はアフリカ諸国の貿易投資促進策の一環とし

て「一村一品キャンペーン」を展開した。

(2) 二国間関係

甘利経済産業大臣は、11月14日から17日まで、南アフリカ共和国とボツワナ共和国を経済産業大臣として史上初めて訪問。産業協力等の我が国ならではのアフリカ支援の提案を行い、戦略的互惠関係を構築しながら、レアメタル等獲得のための資源外交を展開した。

また、アンゴラのダヴィット産業大臣、モーリタニアのレミン外務・協力大臣、ニジェールのアブドラヒ鉱山エネルギー大臣、エジプトのモッヘディーン投資大臣等各国要人の訪日の機会を捉え会談し、二国間の貿易・投資促進及びエネルギー供給、アフリカが抱える問題や二国間経済関係等について意見交換を行った

日本貿易振興機構（JETRO）

1. 沿革

日本貿易振興機構（JETRO）の前身、日本貿易振興会は1958年の設立以来、輸出振興を主たる目的として、情報収集、調査、展示、取引斡旋等の事業を行ってきたが、1980年代にはその事業内容を大きく転換し、[1]諸外国との貿易摩擦回避等のための輸入促進事業、産業協力推進事業及び、[2]開発途上国の貿易・産業振興協力事業等に重点をおいて活動を行ってきた。また、近年は、経済情勢の変化を踏まえ、輸入促進事業を大幅に縮小するとともに、対内直接投資の促進、輸出振興を始めとする中小企業の海外ビジネス支援へと事業の重心をシフトしている。

なお、1998年7月には、アジア・太平洋地域等との通商経済上の協力を推進するため、我が国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合した。

また、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会を「独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）」と改組することがうたわれ、2003年10月1日に独立行政法人へ移行した。

2003年10月1日から2007年3月31日までの第一期中期目標期間において、機構は、我が国経済の低迷と雇用情勢の悪化、経済のグローバル化に伴う我が国企業をめぐる国際競争の激化といった情勢を踏まえ、経済改革を促し我

が国の競争力強化や雇用創出につながる対日投資の促進及び中小企業等の輸出支援の2事業を中核事業として取り組んできた。

2007年4月1日から2011年3月31日までの第二期中期目標期間においては、世界大の貿易の自由化が進展する中、引き続き我が国の経済力を発展、維持するための新たな成長基盤の確立、構造改革に資するべく、対日投資の拡大、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化し、それら業務を効果的に実施するための調査・研究や情報発信、貿易投資相談といった業務に取り組むこととしている。

2. 事業の概要

(1) 対日投資拡大

政府の対日投資会議において、機構は、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立に係る各種の投資手続及び関係法令等の情報の英語化を進め、それらの情報を一元的に得られる窓口となることとされた。これを受け、機構は対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を設置し、対日投資有望案件の個別案件処理の機能を担っている。2007年度には、既進出外資系企業による地方への二次進出を促進するインダストリアルツアーの実施や欧米主要都市における大型の対日投資シンポジウムの開催、対日投資ウェブサイトの内容充実を通じて、国内外で効果的な広報・情報発信を展開、1,259件の投資案件の発掘・支援及び125件の誘致に成功した。

(2) 我が国中小企業等の国際ビジネス支援

(ア) 輸出促進

中堅・中小企業の輸出促進を図るため、機械・機器・部品、繊維（ファッション等）、食品・農水産品、デザイン（地域伝統産品等）、コンテンツの5分野を重点分野と位置づけ、それぞれの分野において商談会の実施（2007年度には42,648件の商談を実施）、海外マーケティング調査等により支援を行った。また、「日本ブランド」の情報発信にも努め、海外における「日本ブランド」の認知度の向上に寄与した。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起、また、中小企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企

業の商談や成約の件数増加に貢献した。

(イ) 在外企業支援

中国に設置している「進出企業支援センター」などにおいて進出日系企業の相談に応じるなど、日系企業の海外事業展開を支援した。また、日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、知的財産の訪中、訪印ミッション派遣、知財法制度や運用についての改善要望、中国の知財政府関係者の招聘と日本の有識者との意見交換、中小企業向け知財セミナーの開催などを行った。

関心の高まるインド、ベトナムなどについては、ビジネスミッションを派遣し、現地のビジネス・投資環境の情報を提供した。

(ウ) 国際的企業連携支援

地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウム等にて国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業(R I T事業)」を実施した。2007年度は、14案件を実施、産業交流の連携・協力内容が具体的なものとなり、共同開発、合弁企業設立、各種契約の締結等ビジネス成果を挙げ、地域の活性化に貢献した。

また、内外における商談会等を通じ、ナノテクやバイオ、I C Tなど、ハイテク分野における我が国企業と海外企業とのビジネスマッチングをサポート、国境を越えたビジネスアライアンスの形成に寄与した。

(3) 開発途上国との貿易取引拡大

2007年度は開発途上国の産業育成支援の一環として、東アフリカ産バラ(切花)に対する商品改良指導や開発途上国「一村一品」キャンペーン(空港展)等を実施した。また、内外の関係機関との連携の下、開発途上国等の裾野産業育成支援、有望輸出品発掘支援を実施した。

また、開発途上国に我が国企業が貿易・投資を行う上で障害となる、又は整備が望まれる各種制度の整備・運用の改善を目指し、東アジアを重点地域として域内の物流円滑化支援や専門家派遣事業等を行った。

(4) 調査・研究等

(ア) 調査・研究

我が国企業の経営方針策定や海外事業展開に役立つ調査を実施し、「通商弘報」や「ジェトロ海外情報ファイル

(J-File)」等を通じて情報提供を行った。各国制度情報、統計、投資コスト等を提供する「J-File」へのアクセス件数は、過去最高の1,080万件を記録した。また、F T Aの最新動向を網羅した「F T Aガイドブック 2007」を発行した。

加えて、東アジア包括的経済連携協定(C E P E A)専門家会合の運営協力等により我が国の通商政策に貢献した。

研究分野では、我が国の貿易・投資の拡大及び開発途上国への経済協力の促進を図るため、開発途上国・地域の経済、政治、社会等に関する諸問題についての基礎的・総合的研究を行った。

さらに、開発途上国研究交流の拠点としての役割を担うべく、国際シンポジウムの開催、国際会議への参加、海外共同研究の実施、海外客員研究員の受入れ、海外の大学・研究機関への職員の派遣等による研究交流を通じて、海外研究機関との国際ネットワークの構築に努めた。

(イ) 情報発信

我が国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、セミナー開催や海外の要人との交流等を通じて、相手国に対し、日本の貢献・魅力を発信した。2007年度においては、安倍首相(当時)中東、インドネシア、インド、マレーシア訪問時の経済ミッションに際し訪問先国でビジネスフォーラムを開催したほか、米国では東アジア広域経済圏セミナーを、日本国内では日中経済討論会等を実施した。

また、産油国における見本市に参加し、日本企業のビジネス拡大と日本のプレゼンスの向上に貢献した他、サラゴサ国際博覧会(20年度)、上海国際博覧会(22年度)における日本出展にかかわる準備業務を行った。

(ウ) 貿易投資相談

調査事業で収集した情報は貿易投資相談やビジネス・サポート・サービスを通じて数多くの企業に提供し、企業の貿易や海外投資の実現に貢献した。

特に新興市場として高い関心を集めるインドや中東等に対する情報提供・相談体制を強化し、多様化しつつある企業ニーズにきめ細かく対応した。

(5) 組織の見直し

海外事務所については、企業ニーズ、我が国との貿易投資関係等を踏まえた体制の整理再編を行うこととし、ビジ

ネスニーズが高まる地域への拠点設立、逆に日本との貿易投資額の減少、日本企業の撤退などにより当該国へのビジネスニーズが減少している地域の拠点整理について見直しを行った。具体的には 2003 年度以降、ビジネスニーズの高まりを踏まえ、中国において、広州、青島の 2 事務所、インドではバンガロールに、さらに 2007 年度にはロシアのサンクトペテルブルクに事務所を開設した一方、当面はニーズの回復が見込めないと判断し、ハラレ、ダルエスサラーム、オスロ、チューリヒ、デンバー、モントリオール、アテネ、ダブリン、フランクフルトを閉鎖、2007 年度はリスボンを閉鎖し、合計 10 事務所を閉鎖した。